
◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

欠席議員の報告をいたします。5番、田畑君から、一身上の都合により本日の定例会を欠席する届出が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午前 9時30分)

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、建部君、4番、蚊野君を指名いたします。

◎一般質問

○議長(福島尚人君) 日程第2、一般質問を継続いたします。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許します。

及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) おはようございます。川端議員から一般質問に際しまして資料請求がございまして、昨日皆様のほうに配付をさせていただいております。その内容について一部修正をさせていただいておりますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

先ほど修正版についてはお手元に改めて配付させていただいております。変更の、修正の内容ですけれども、1の正職員、非正職員の人数ということで、非正規職員の人数なのですが、現行の会計年度任用職員制度が令和2年度に始まりまして、この現行の会計年度任用職員の職制ベースで従前の人数を捉まえて、昨日の資料については人数を記載させていただいております。会計年度任用職員制度施行前は賃金による支払いをさせていただいているパート職員さんがいらっしゃいましたので、このパートさんの人数も加えて、改めて資料調製させていただいて、本日お配りをさせていただいております。修正、訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長(福島尚人君) では、13番、川端君。

[13番 川端克美君登壇]

○13番(川端克美君) おはようございます。通告しております2件について壇上から質問を行います。

1点目は、「ピュアについて」です。ピュアについては、5月の全員協議会でピュア劣化状況調査結果の説明があり、その後6月定例会及び12月定例会での木内議員、蚊野議員の一般質問に対する答弁で、建物としてのピュアの状態や入居している関係者に対する折衝の状況が説明されました。その説明の中で、ピュアは取壊しの方向で検討するとのことでしたが、現在も中

心商店街の中核施設としての役割を担っており、全国的に各地域において過疎化、少子高齢化というあらがうことが難しい時代の流れではありますが、中心商店街の中核施設として建設され、現在に至るまでその機能においてもピュアの果たしてきた役割は大きく、更地の状態を想像するとき、まちづくりのシンボル、町のシンボルが失われることに非常に大きな喪失感を感じます。それゆえ、跡地の利用策を示すことなく、取壊しの方向だけを先行させるのはいかなものかと思っています。活気が求められる中心商店街のこれからの商工会、通り会との連携が必要であり、取り壊す方針にしてもそのプロセスを大事にしていかなければならないと思っています。また、ピュアの大きな役割である貸室利用は、公民館への振替だけで足りるのかどうか、これについても再度といたしますか、改めてお伺いをいたしたいと思います。以下の点についてお考えを伺います。

1つ目に、ピュアは協同組合静内ショッピングセンターの破綻により代物弁済として町が取得し、中心商店街の活性化やいわゆる買物難民対策としての役割を担ってきたと思いますが、取得による成果等をどのように検証するのか、これについてお伺いをいたします。

取壊しによる中心商店街や買物にピュアを利用していた町民への影響と対策はどのように考えているのか。

3番目に、ピュアの区分所有者や使用収益者、ハローワーク、商工会及び通り会との協議は現在どのような状況にあるのか。

入居店舗に対する移転補償の必要性をどのように考えているのか。

5番目に、土地所有者との契約解除の協議はどのような状況にあるのか。

ピュア取壊しのスケジュールをどのように考えているのか。

最後に、ピュア取壊しによって公民館の利用状況はどのようにになると想定しているのか。

ピュアについては、以上お伺いをしたいと思っています。

2点目に、「町職員の定数と適正配置について」伺います。町行政の執行にとって職員の数とその適正な配置は非常に重要であり、日々研さんの上に知識と技術の向上が求められています。知識を蓄え、技術を磨いた職員が病気その他で長期の休養を余儀なくされたり、途中退職していくのは町にとっても多大な損失だと考えています。以前からこうした状況はあったわけですが、近年多くなっているのではないかと思います。こうした状況をどう考えているのかお考えを伺いたいと思います。

今から申し上げます1から4については資料請求をいたしまして、資料が提出されております。機構改革や指定管理業務委託、さらには制度改革等があり、職員の状況が分かりづらくなっているために確認をいたしたいと思っています。1つには、合併時から現在に至るまでの職員の在籍数は何名か。各時点を4月1日、平成18年から5年置きに現在までの正職員数、非正規職員数。

2番目に、過去10年における1か月以上の求職者数、各年ごとに正職員、非正規職員別にお問い合わせをしているところです。

3番目に、過去10年における中途退職者数、各年ごとに正職員数の数をお知らせ願っています。

4番目に、過去10年に指定管理者に移行した業務名、その業務に携わっていた職員数、各年ごとに正職員、非正規職員別にお問い合わせをしています。

2番目に、技術系の業務が主体となる部及び課の長に技術系職員が配置されていないが、業務に支障がないのか。これについては町長の専決事項でありますし、人事案件で、人事の関係です

から、町長に御答弁できればと特に思っております。

壇上では以上で質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) おはようございます。私からは、川端議員からの御質問の大きな項目の1点目、「ピュアについて」御答弁申し上げます。

ピュアにつきましては、前身の静内ショッピングプラザピュアが昭和61年に中心商店街の中核商業施設としてオープンし、みゆき通り商店街をはじめとする中心市街地は活気を見せておりましたが、郊外における相次ぐ大型店の開業などに伴い、衰退傾向となりました。このため、町ではピュア2階への地域交流センターピュアプラザの開設や中心市街地経営安定資金の融資、さらには駐車場敷地を取得するなどの支援を続けてきましたが、そのかいなく、平成24年に経営破綻となり、代物弁済という形で町が取得してございます。また、昨年12月定例会における蚊野議員及び木内議員からの一般質問におきまして、巨額の費用をかけ大規模改修を実施することは極めて難しく、経過年数や建物の劣化状況などを踏まえ、解体を前提として跡地利用も併せて検討していかなければならないとの御説明をさせていただいたところです。

そこで、1点目のピュアは代物弁済により取得し、中心市街地の活性化やいわゆる買物難民対策としての役割を持ったと思うが、取得による成果等をどのように検証するのかについてでございますが、代物弁済という形で町が取得して以降、中心市街地の活性化や買物難民の対策としてテナントの誘致に力を入れ、平成27年につぼ八、翌平成28年にはスーパーやカフェなどが入るピュアマルシェ、また100円ショップも出店するなど、本来の役割を取り戻しつつあり、町が取得した一定の効果はあったものと評価しております。しかしながら、郊外における大型店との競争や自宅にしながら宅配やインターネットにより商品が購入できるサービスが普及したことにより、平成30年にはピュアマルシェと100円ショップが閉店しており、町としましては引き続きテナントの誘致によりピュアを中心とした市街地の活性化を考えてまいりましたが、時代の移り変わりや令和5年に実施した劣化状況調査の結果も含め、現状において建物の再利用は難しいと判断したところでございます。

次に、2点目の取壊しによる中心商店街や買物にピュアを利用している町民への影響と対策はについてでございますが、現在もハローワークしずないを含め9件の事業所が入居しており、また2階のピュアプラザの利用もございますので、施設の閉鎖に伴う利用者への影響はあるものと考えてございますが、先ほどもお答えしたとおり、郊外大型店舗の影響や自宅にしながら商品が購入できるサービスが普及する中、跡地にピュアと同じような機能を持った商業施設の設置は現状において難しいものと考えております。しかしながら、中心市街地の空洞化は避けなければならないと考えておりますことから、跡地利用という部分につきましても解体と併せて引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

次に、3点目の区分所有者や使用収益者、ハローワーク、商店街及び通り会との協議の状況はと、これに関連いたします4点目の入居店舗に対する移転補償の必要性の有無は及び5点目の土地所有者との契約解除の協議はについてを一括でお答えいたします。区分所有者であり、土地の所有者でもある方とは、建物の現状や解体を前提に検討していくことについて共有するとともに、解体後の跡地利用プランの有無や土地の所有権移転に対する考えなどについて意見交換を行って

ございます。使用収益者につきましては、解体を前提に検討していることを御理解いただくとともに、一定期間の契約更新は可能と考えておりますので、更新と退去時期に対する意向について協議をさせていただいております。また、移転補償につきましては、基本的には契約満了に伴い退去をしていただくことを考えております。ハローワークにつきましては、これまでの経緯、経過を踏まえまして、引き続き静内地区において開設できるよう協議を行ってございますし、商店街や通り会につきましては各種会合などの席で意見を伺うこともございますが、現在のところ具体的な要望はいただいております。関係者とのこれまでの協議については以上となりますが、非常に大きな懸案事項でありますので、引き続き今後に向けた協議を継続していきたいと考えてございます。

次に、6点目の取壊しのスケジュールはについてでございますが、現在のところ跡地利用や有効な財源など具体的な方向性が決まっていない状況にありますので、解体時期についても具体的にお示しできる状況にはございませんが、建物の劣化状況、そして維持管理において毎年多額のランニングコストがかかっている現状からしますと、可能な限り早期に解体のめどを立てなければならぬものと考えてございます。

最後、7点目のピュアの取壊しによって公民館の利用状況がどのようになると想定しているのかについてでございますが、現在の公民館の利用状況といたしましては、当然利用したい時間帯などの重複希望はございますが、利用者が減少傾向にあり、過密状態という状況にはございませんので、ピュアを閉鎖後には利用者の多くは公民館を利用いただくことになるものと考えてございますが、吸収できない部分があるとすれば他の公共施設を利用いただくなど、利用される団体とも協議をさせていただきながら対応していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 川端議員の大きな項目の2点目、「町職員の定数と適正配置について」御答弁申し上げます。

初めに、御質問の1点目、町行政の執行にとって職員の数とその適正な配置は非常に重要であり、知識を備え、技術を磨いた職員が病気等により長期の休暇や途中退職をしていく状況をどう考えているのかについてでございますが、議員御指摘のとおり、町行政を支える職員は住民サービスの最前線に立ち、地域課題の解決に取り組む最も重要な人的資源でございます。特に近年は少子高齢化やデジタル化の進展、さらには災害対応など地域社会を抱える課題が一層複雑化しており、職員はこれまで以上に高い専門性と柔軟な対応力が求められています。こうした中で、職員一人一人の果たす役割はこれまで以上に重要性を増しています。本町においては、毎年度人事異動や職員採用において総務部と各所属長のヒアリングなどによりまして部、課の業務量、業務内容、スキルバランスを精査し、可能な限り職員が力を発揮できる環境となるよう組織全体として機能最適化を図っております。また、職員の能力開発にも重点を置き、職層別研修、業務別研修、外部機関との連携研修などを通じて職員資質の向上に努めているところでございます。しかしながら、病気や家庭の事情など職員自身では避けられない事情等により長期休職や退職を余儀なくされるケースも一定数見られます。特に長年にわたり現場で経験を積んできた中堅ベテラン職員の退職は、町にとっても非常に大きな損失であり、後継育成にも大きな影響を与えることから、行政運営上大きな課題であると私どもも強く認識しているところでございます。

そこで、職員の状況に関しまして1から4の御質問について、こちらは資料請求がございましたので、お手元の資料に基づき御説明いたします。すみません。改めましてですけれども、本日もお配りしました新たな資料を御覧ください。まず、1点目、合併時から現在に至るまでの職員の在籍数、各時点は4月1日、平成18年から5年置き、現在までの正職員数、非正職員数についてですが、表の1つ目は平成18年4月1日である合併直後から5年ごとの4月1日時点における正職員数と非正規職員数を示すもので、最新値は令和7年4月1日を記載してございます。平成18年は正職員数469人、非正規職員数258人、合計727人、平成23年は正職員437人、非正規職員数294人、合計731人、平成28年は正職員448人、非正規職員376人、合計824人、令和3年は正職員336人、非正規職員174人、合計510人、そして令和7年度は正職員308人、非正規職員163人、合計471人でございます。

次に、2点目の過去10年における1か月以上の休職者数、各年度ごと、正職員、非正職員数別でございますが、表の2つ目は年1か月以上休職をした職員の人数でございます。10年前の平成27年度では正職員28人、非正規職員5名、合計33人、平成28年度は正職員30人、非正規職員4人、合計34人、平成29年度は正職員26人、非正規職員4人、合計30人、平成30年度は正職員15人、非正規職員4人、合計19人、令和元年度は正職員11人、非正規職員4人、合計15人、令和2年度は正職員24人、非正規職員ゼロ人、合計24人、令和3年度は正職員13人、非正規職員2人、合計15人、令和4年度は正職員22人、非正規職員3人、合計25人、令和5年度は正職員17人、非正規職員1人、合計18人、そして令和6年度は正職員21人、非正規職員6名、合計27人でございます。

次に、3点目の過去10年における中途退職者数、各年度ごとに正職員でございますが、表の3つ目は正職員による途中退職の人数でございます。こちら10年前の平成27年では17人、平成28年度は10人、平成29年度は7人、平成30年は21人、令和元年度は12人、令和2年度は104人、令和3年度は7人、令和4年度は11人、令和5年度も11人、令和6年度は14人でございます。

4点目の過去10年に指定管理に移行した業務名とその業務に携わっていた職員数、各年度ごと、正職員、非正職員数別でございますが、表の4つ目は過去10年間で指定管理に移行した公共施設等の業務名とその業務に携わっていた正職員、非正規職員の人数でございます。1つ目として、生活支援ハウスきずなの指定管理運営業務は平成29年4月1日に指定管理に移行しましたので、平成28年4月1日の人数となりますが、非正規職員数が1名となります。2つ目として、高齢者福祉施設指定管理業務は令和3年4月1日に指定管理に移行しましたので、令和2年4月1日時点の人数で正職員が103人、非正規職員が93人となっております。

次に、御質問の2点目、技術系の業務が主体となっている部及び課の長に技術系職員が配置されていないが、業務に支障はないのかについてでございますが、本町では限られた人員の中で効率的な行政運営を行うため当該職員の人事配置を行っており、技術系の部署であっても業務全体を俯瞰して統括し、組織マネジメントや予算執行、関係機関との調整などを担う役割として技術系か事務系にかかわらず、適正な職員配置をしているところです。特に技術的な専門性を有する業務に関して的確な判断や調整が求められる場合は、管理職と技術職の職員の間で十分な意思疎通と情報共有を図り、組織として適切に対応しておりますので、業務に支障を来すことはございません。今後におきましても業務内容の変化や人材状況を的確に捉えつつ、必要に応じて人員配

置の見直しを行いながら住民サービスの向上と業務の円滑な運営を行ってまいります。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今答弁いただいたのですけれども、若干分からないところがあったり、再度確認したいところがあるので、再質問したいと思うのですけれども、先にピュアの関係なので、すけれども、一番先に御答弁いただいていた検証するのかもしれないのかというところは、答弁だけ_____しっかり検証してほしいなと思っています。というのは、代物弁済でピュアを取得したわけですけれども、必ずしも代物弁済でピュアを取得する必要性はなかったというところから始まっていくものだと思うわけです。公売にかけてもよかったろうし、また代物弁済として対価してもらおうということもあったかと思うのですけれども、その辺りの行政的な判断からどうなのかなというところなんです。その後いろいろと大規模な修繕をしたり、用途をどうするかとか、ほぼほぼ、この間からの説明では大きな修繕はしなかったゆえに躯体の劣化が激しかったと。それもやっぱり行政財産としてしっかりと管理していかなければいけなかった。37年ですか。昭和61年に建設したもので、経過年数で37、8年ですか。鉄筋コンクリートなのでしょうから、本来はもっともつはずのものだと思うのです。町が取得したときの評価も果たして正しかったのかどうなのか。60年と言われている耐用年数が37、8年で大規模修繕、かなりの金額をかけなければ修繕できないような財産管理をしてきたというところもこれ十分反省をしていただかなければならないと思いますし、町のほうでやる以前にもうひどい状態だったのかどうなのかということも町の財産、町民の財産を預かる、そしてそれを運用してくるというものとしてしっかりと検証していただきたいと思うのですけれども、そういった深く当初からの経過を含めてどうだったということで検証するおつもりはありませんか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 今の御質問ですけれども、現状ではそういった深掘りをして検証というところまでは想定はしてございませんけれども、当時町で令和5年度に行ったような劣化度調査などを行った上で代物弁済を受けたという状況にはございませんので、その後の町が取得してからの管理が不十分だったということについては、川端議員おっしゃられるとおり、十分に反省はしなければならぬとは考えてございますけれども、現状では深掘りした検証ということは考えてございません。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 課長答弁としては、そう考えているということ分かりました。理事者としてはどうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 課長申し上げたとおり、当時の経過がございます。町から貸し付けたお金があって、その代償として代物弁済というふうなものを選んだと、選択したというところ、また中心商店街の中であそこを空洞にできないというふうな当時の状況、こういったものがありながらあの財産を受けたというところ、またどの程度の損傷を受けているのかと、確かにその当時検証していればよかったのでしょうかけれども、まだ新しかったというところもあって、そのまま建物を引き受けたというふうなこともございます。ですので、今この時点で過去のことを振り返ってやり直すことはできませんので、今の状況になりましたら、今もこういう状況にあるというものを受け止めた中で、今後にあってはそういったもの繰り返さないような選択をしていきた

いなというふうなことがございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 建物が建設されたのが昭和61年ということで、代物弁済によって町が取得したというのは、それほど年数たっていないと思うのです。ですから、建物としては十分といたしますか、用途はショッピングセンターとしての用途ですから、用途の変更によって使いづらいか、本来こういう向きでないよねということはあったと思うのですけれども、非常に大きな建物、建築物を町が多額のお金をかけて取得して、かけてといたしますか、結果的に私も仕方なかったのではないかなと思っているのです。そのときの責任をどうだこうだと言っているわけではないのです。これから先の、新ひだか町もずっとこれから先も続いていくわけですから、失敗も含めて、あるいはちょっと気をつけるのが足りなかった部分も含めて、大きな事象についてはしっかりと検証していくということが必要だと思うのです。再度ちょっと確認したいのですけれども、そういった検証はしないと。する考えは今のところないということでもいいのですね。いいのですねというか、僕はするべきだと思っているのですけれども、しないということなのですね。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 先ほど申し上げた繰り返しになりますけれども、これまで既存の建物を町のほうを取得するという部分で詳細な調査ですとか、そういったものが必要だったのでないかと。後になってそういうふうなことは思いますけれども、そのときにはそういうふうな判断をさせていただいたと。今後においても、既存の建物をもし町のほうを取得する場合につきましてはそういった調査ですとか、そういったものを踏んで、きちんと評価していきたいと思えますし、新しい建物を造る場合もなるべくランニングコストのかからないような、そういった構造、材質ですとか、そういったものを選びながらの建設をしていきたいと今回のことを参考にさせていただいて、今後は改めてやっていくというふうな考えでございますので、御理解願います。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) なかなか理解できないところもあるのですけれども、先ほども言ったように、昭和61年に建設して、取得したのが20年くらいたったところということで、躯体の傷みはそんなになかったのではないかなと思うのです。その後の管理の問題だと思うのです。それも合併してから今現在も、合併した当時は非常にお金がないということで合併しているわけなのですけれども、その後大野町長になってから財政の確立というのですか、基金なんかの増設に努めて、現在に至っているということで、その面は非常に頑張ってきたのではないかなと思うのですけれども、一方で管理すべき施設の管理がおろそかになっていたということも、そういう一面はあったのではないかなと思うのです。ただ、ここに普通財産の一般管理についてどうのこうの言うつもりありませんので、そうなのですけれども、やはり町民の財産を預かっている、町の財産をきちんと管理していくということも絶対必要だと思うのです。それで、しっかりとこういう大きな案件については検証していただきたいなと、そう思っているわけです。ただ、検証しないということですから、これ以上言っても多分押し問答になると思うので、分かりました。

それと、2番目にピュアへの買物客、これも苦渋の決断というのですか、当時の行政としての理事者、苦渋の決断でこうせざるを得ないのだ。買物難民等、その状況というのはそれから特に変わってはいないと思うのですけれども、特に大きな問題はなくて、当時そこまで大きく考える必要がなかったのではないのかというか、そういう必要はあったにしても現実には今こういう、こ

うした今の現実から鑑みると、大きな問題というか、個人的には非常に大きな問題だと思うのですけれども、何とかあったのだと考えているということによろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 買物難民とかというところの部分のお話だと思うのですが、壇上からも申し上げましたとおり、当時は、先ほど上田総務部長も申し上げたとおり、中心市街地の空洞化を防ぐという考え方の下で、それ以降ピュアマルシェを誘致したり、100円ショップ誘致したりというようなことを取り組んだ経過があるのですけれども、その後壇上から申し上げたとおりの経過がございまして、閉店につながってしまいました。その一方で、住民の方を取り巻く環境も申し上げたとおり変わっていて、インターネットでの商品を購入したりだとか、あと宅配サービスですとかということも普及してきたという現状もございまして、当時の考え方としては中心市街地の空洞化を防ぐということで進めてきた経過がありますけれども、現状としてはそういったところに大きな支障もないのではないかと判断しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 次に、ピュアの区分所有者であるとか使用収益権者、それからハローワーク、これについてはそれぞれの収益権者といいますが、入店者の希望であるとか、それから更新は可能だと。前から長い期間は考えていないけれどもという説明があつて、それはそうだなと思つていますが、更新は可能であつて、契約を満了したときには補償等については、そういった問題は出てこないと考えているということによろしいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 壇上からも申し上げましたとおり、基本的には今の契約の満了に伴つて退去をしていただくことを第一の協議の案件としてまず進めてございます。契約を更新したいという場合には、今議員おっしゃられたとおり、短いスパンでというところで協議をお願いするというような形で、今まさに協議を進めているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 入店者において利用している人、塾であるとか、あまり設備にお金かからないという利用者もいらつしゃると。それはそうなのですか、例えば大規模な設備を行つて今現在営業している、そういう方について法的な問題というのですか、そういった問題というのは期間の満了といいますが、期間つてめちゃくちゃ長い期間設定しているわけないですか、施設整備の金額というのは相当張っている業者さんもいらつしゃると思うのです。そういった人たちのかかってきた経費、かかっている経費、それからそれを移転する経費ということについて建物所有者、建物を貸しているほうの責任というのですか、それというのは特に大きな問題にはならないということなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 基本的には今契約を結んでいる期間の中のお話をさせていただいております。どうしても躯体のもつのかもたないのかというふうな状況がございまして、これがではいつまでもつのだというふうなお話もありますので、町としては極力早く建物を閉鎖したいという考えは基本にございまして。その中で今直近に控えている契約更新、こちらの中で一旦お話聞かせていただいて、契約をもって出ていただきたいというふうなお話をまずさせていただいております。ただ、その中で契約更新というお話もありました。これは、同じ期間また延長するのでは

なくて、例えば1年単位の延長の中で、その中で新しい建物を探していただいて、移っていただくというふうな選択肢もございますので、基本的にはそういった中で移転補償が発生しない方法でお話を進めていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 心配するのは、ちょっとくだいようなのですけれども、多額の設備費用がかかった業者さん、この業者さんと結んでいる契約において移転補償をする場合というのはどういふ場合ということが契約の中で契約されているのでしょうか。全く契約の満期を持って移転補償が出てこないというような契約なののでしょうか。どうなのでしょう。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 今の契約の中で移る場合には移転補償するというふうなものの契約の内容になっていないというふうな認識でおりますので、その部分については問題ないのかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 契約の満期をもって移転補償等の問題は出てこないという契約になっているということですね。分かりました。

あと、商工会及び通り会との協議について、答弁で申出というのですか、商工会あるいは通り会から何か話があったかという、そういった話は特にないですよと受け取ったのですけれども、町のほうからは商工会やおり会に対して、前の木内議員か蚊野議員でしたか、答弁の中でこれから協議していく、話し合いというのですか、情報を共有していきたいというふうな話だったと思うのですけれども、町のほうからの問いかけ、話しかけ、アプローチというのは現在しているのですか、していないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) ピュアについてということになりますけれども、現状のところはまず入居されているテナントさんとの協議というところに努めているという状況でございます。通り会あるいは商店街というところについては町からはピュアについて特段の意見交換等は積極的に行っていない状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 壇上で一番先に質問に入る前段部分で話をさせてもらっているところなのですけれども、ピュア自体中心商店街の活性化、その中核施設として建てられたものということからすると、まちづくりの大きなやっぱりインパクトを持った施設であると思うのです。それは、商工会にとっても商業者全体にとっても、通り会にとっても非常に大きな期待を持って建てられたものだ。それを、今非常に利用については寂しい状況になっていて、当初の期待のものには全然なっていないのですけれども、それを閉めるに当たって話をしていくべき。それは、現在の所有者のほうから、もちろん商工会のほうからどうするのだと言ってきたら、それはそれでそうでもあるかなとは思っているのですけれども、言ってこなくても、話がされてこなくても町のほうからそういう経過で建てられた建物、今こういうふうな状態になっていて、処分というか、最終的な処理について考えているのだという話をしていくべきだと私は思っているのです。どうなのでしょう。言うてくるまでしないのですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 先ほど申しあげましたとおり、現状はテナントさんを中心とした協議というものに終始している状況でございますけれども、その後ある程度テナントさんとの協議が調ったというか、そういった段階の後に意見交換等を行えたらなどは考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) これもちろんピュアそのものは、静内地区の中心商店街の中核施設でもあるのですけれども、三石の住民にとっても、私何人かから話どうなのって聞くのですけれども、ピュア壊すのだってね、これは議会で説明されていますから、壊すのだってねというところだけで、その後どうするのだろうねということで町民の関心は高いのだと思うのです。もちろん静内地区の町民の方はどうするのだろう。みゆき通り商店街の大きな建物はぽっかり穴空いてしまうと。壊したら穴空きますよね。それから建て替えについても難しいというような話しされています。要するに今出ている話というのは、マイナスイメージというか、気持ちを萎えさせる話だけなのです。これからどうしていくのだということも、やっぱり行政であれば町民に希望を抱かせたり、明るさを感じさせるようなことも併せて話として展開していかなければいけないのではないかな。その難しさというのは何回もピュアに関して説明されているので、分かりますし、私も致し方ないところだなどは思っているのです。しかし、それでも衰退、過疎化、少子高齢化、人がいなくなる、商店街もなくなっていく、なかなか元気ない町なのだなというような中で、沈み込んでいくのか、それでも何とかしよう頑張っているというところの姿も見せていかなければいけないのではないかなと思うのです。ですから、商工会や通り会には積極的に話しかけてほしいなっているのですけれども、まだその時期でないとお考えですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 今後のスケジュール、壇上でも課長申しあげましたけれども、スケジュールがなかなか決まらないというふうな状況の中で、いつをもってあそこを閉鎖させていただきますというお話もなかなかできない状況にもあります。ですので、今後いつまでというふうなもの、今入居されている方いらっしゃいますので、そちらのほうのお話のめどが立った段階でいつをめぐりにあそこの建物を閉鎖させていただきたいというのはお話しできるのかなとは思っております。その中で、あそこを更地にして終わりということにはならないと考えておりますので、更地になったところの活用も併せて考えていかなければならないのかなというところ、また解体するにしても財源がかなり必要になりますので、そういったものの財源の工夫もしながら、いつをもってというふうなめどを立てていかなければならないと考えておりますので、そういったある程度のお話できるような段階になりましたら、相談なり、お話をさせていただきたいとは考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) ちょっとしつこいようなことになってしまうのですけれども、行政で責任を持って自分たちがこう決めるまで話できないのだというようなことでなくて、これはまちづくり、町民全体に関わることだ。ピュアについてもですけれども、ほかのことについてもしっかりコンクリートになってから話をされたら、話になってならないです。話し合いでなくて、自分たちで決めたことを通知して、これでやりますから、あとは聞きませんからという話になりませんか。私壇上でも言ったプロセスを大事にしてほしいというのは、やっぱり町民の意見もしっかり聞き

ながら、できるところはできる、できないところはできないでいいのですけれども、しっかり聞きながら、例えば商工会の知恵を借りるといいますか、出された知恵を装着して、よりいい方向に持っていく、あるいは通り会の御意見もしっかりと行政内部でしゃくして、また返して、そうして町全体でこの町をよくしていく、そういった方法を取るためにはしっかりコンクリートになる前に話し合いをする必要があるのではないですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) ピュアのできたいきさつは、御幸通りの再開発です。昭和50年代から計画を進めて……もうちょっと前、昭和40年代ぐらいから計画を進めて、具体的に昭和50年代から工事が始まって、ピュアが昭和61年に建った。それは、「町がやったわけではなくて、通り会が中央となって、周りの商店街の皆さんがお金を借りて、建てて、そこにテナントとして入ったというのが経緯です。その後町が取得しました。ピュアをどうするかというのは、10年前にお話ししてございます。そのときに出たのが、1等賞金7億円、今10億円ですけれども、誰か7億円当てて、これをぶっ壊してくれないだろうかという通り会の意見もあったぐらいその時点では通り会としては打つ手がないというような感じでした。その後も商店街連合会なんかは、あとは協同組合御幸通り会というのもまだございますので、そういうところの対応ですとか、商工会職員とかの中でもピュア的具体策をどうしてほしい、どうしたいというお話は一向に出てこないのです。壊した後どうするのだという話は出てくるのですけれども、あの建物を活用して何かをしよう、お話しして何かをしようという時期ではないです。なので、今まで上田部長や森課長が説明したとおりにテナントの話し合いが終わった時点で閉鎖しますよ、いいですねという感じでしか話し合いができるような状況でないと私たちは捉えておりますので。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 副町長の説明よく分かりました。もう打つ手はないということなのですね。だけれども、最終的な、劣化調査も行って、実際こうなのだよと。今までの段階の中でそういった話もあったけれども、いよいよこうなった。町はこう考えているけれども、皆さん最終的にどうですか、最終的というか、そういったこともあっていいのでないかなって私は思うのですけれども、これについて特に町からはアプローチはしないということであれば、それはそれでもう一度だけ答弁いただいて、この問題を終わりにしたいと思う……この問題というか、この件、もうちょっとあるのですけれども、その辺りどうですか。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 今の建物を活用するということについてのアプローチは、今の段階ではしないと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 建物活用の話ではなかったのですけれども、ピュアの取壊しに向かった話は町のほうからはしないということなのですね。そうですね。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 先ほど来から上田部長や森課長が答弁しているとおり、建物を壊してからの活用方法等は、今入っているテナントさんがまだおりますので、その前に壊してからどうしようというお話にはなりませんので、そういうところをきちんと整理してから改めて具体的にお話ししていきたいということです。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 分かりました。

それでは次に、ちょっと答弁の中で土地所有者との契約解除の協議のところだったのですけれども、所有権の移転云々の話、答弁の中であったと思うのですけれども、もう少し詳しくお話しただけませんか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 土地所有者の考え方なのですけれども、基本的には引き続き町が借地をして、利活用していただきたいというのがまず第一でございます。それに意見があったので、今現状跡地利用というものを検討を進めているという状況でございます。その中で、売却という部分についても考えなくはないというお答えはいただいております。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 賃貸のままでもいいし、売却してもいいよという土地所有者の意向だ。町の意向は、現時点においてはどうなのでしょう。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 現時点では、跡地の利活用について検討を進めているという段階になりますので、まだ具体的には決まっていないという状況でございます。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 分かりました。先ほどの部長答弁の中でスケジュールの関係についてなのですけれども、私一般質問の中で明確にはというか、取壊しの財源をどうするのかということは触れてはいなかったのですけれども、当然のことながらスケジュールの中には財源の手当てをして、いついつまでというふうな話になってくるかと思うのですけれども、いろいろ今までも大きな施設を建てる時に一般財源しかない、起債も借りられないというような説明もほかの施設を建てる時があったかと思うのですけれども、やっぱり今のピュアも建物の取壊しということだけでいくと、一般財源しかない、起債も借りられないというような、制度的にはそういうことなのですか。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 建物を壊すというのは、一般的には一般財源を使って壊すというのが第一でございます。ただ、例えば跡地に違う建物を造るというふうなことになりますと、そこを壊す部分の起債の対象になるというふうなものが一つございます。それとあと、ほかの施設の機能集約を図りながら新たな施設を造るというふうなものになると、違うところに移転するだとかとなりますと、撤去費用は起債の対象になるというふうなものもいろいろございますので、そういったものは今後考えていきたいというふうなものでございます。今考えているのは、まずはあの建物は危険な状態にあるというのは確かでございますので、閉鎖をしたいというところ、それと財源なり今後の目的が決まったときに取壊しをしていくというふうな考えでございます。

○議長(福島尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) では、財源については取壊しの段階でどういった方法が取られるか、方法を取り得るのかということが判断されるということでのいいのですか。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 繰り返しになりますけれども、跡地をどうするのかというのがまず先

に来ますので、それによっていろんな財源、使い方ありますので、そのときに検討していきたいというふうな考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 分かりました。

あと、分かりましたというか、最後に問題というか、お聞きしていた公民館の利用状況については分かりました。十分というか、ほぼ間に合うだろうという見通しだということですね。

次に、第2点目の町職員の定数と適正配置について若干伺いたいと思うのですが、大きなテーマとして、定数と言ってきたのですが、定数、定員管理条例というか、定員の管理のこと何もお聞きしないまま現状どうなのだという話になってしましまして、定員数、定員管理計画の数字を教えてくださいというのですが、現状です。

○議長(福嶋尚人君) 水野総務課長補佐。

○総務課長補佐(水野一勇君) ただいま御質問ございました定数ですが、現在定数条例というので定めておまして、各町長部局だったり、議会だったり、選挙管理委員会とか、そういった部局全て合わせますと352人となっております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今352人ということで、頂いた資料で正職員の数は令和7年、2025年308人、これは352人の定数を定めているのだけれども、現状は308人しかいませんよということでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 水野総務課長補佐。

○総務課長補佐(水野一勇君) 定数条例が実は制定されてから令和3年の3月末施行で改正させていただいております。その趣旨といたしましては、令和3年度から介護サービス事業系が指定管理されたということで、もともとの職員定数がもっと多かったものですから、そこら辺整理しないといけないということで、令和3年3月に現在の352名の定数、上限にしたところでございますので、それから定数条例等は特に改正等はしてございませんので、令和7年の308名、これは退職等で減った人数ということなので、現状は308名という形になっております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 352人の必要性といいますか、というのは現員が308名しかいない。けれども、仕事をきちんとといいますか、適正に仕事をしていく上では352人の職員が必要なのだということで条例が制定されていると思うのです。この308名ということは非常に少ないです。44人も少ない。この少ない人数が1か月以上の休職者数20名前後というのですか。十数名から20名を超えるぐらいの1か月以上の休職者がある。これその間に職員の数と求職者の数の間に相関関係あるかどうか、深い関係があるかどうか分かりませんが、もしかして職員にかかっている負担が大き過ぎて、そして病気になっているというようなことはありませんか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○健康推進課長(及川啓明君) 病気休職者の方の業務負荷過多というところの御質問でございますけれども、まず定数の部分、352名、これ上限ということになります。毎年度役場の業務、御承知のとおり状況は年々変化してございます。昨年度やった仕事をそのまま引き続きというような、そういう業務形態から大きく変わってきていると考えています。その中で、毎年度毎年度採用者数も含めて、先ほど壇上で御答弁させていただいたとおり、各業務の課長とのヒアリングですと

か、人事面談等をして、適正な業務量というのを毎年度把握させていただいた上で、新たな職員の採用を決めていくと。つまりそれによってその年度のまずは正職員の人数を決めさせていただいて、そこで賄えない部分に関しては会計年度任用職員の方を充てさせていただいて、各年度、年次、業務に当たらせていただいていると。

そこで、休職者の方々にに関してで業務過多、業務の負荷が重たくなって休んでいる職員との因果関係というところでございますけれども、これ今回病気休職中の職員、1か月以上の休職者数、過去10年間出ささせていただいていますけれども、これ全てがいわゆる業務過多等によるメンタルによる休職者ということではなくて、当然産前産後の休暇であったり、あとは介護休暇であったり等々、ここの内訳は記載してございませんけれども、全てがいわゆる病気休暇というところではございません。また、今非常にやはり長時間労働ですとか職員管理、職員衛生というのは、「地方公務員法」も改正されまして、非常に厳しくなっております。我々も勤怠管理システムを導入させていただいて、各課長のマネジメントの中で長時間労働については毎月確認をさせていただいて、「労働基準法」で定めて、「地方公務員法」なのですけれども、「労働基準法」に準じた取扱いを厳格にさせていただいて、負荷がかかっている職員については産業医の面談も含めて適正な管理をさせていただいております。ただ、やはりそういう業務によっては、部署によっては長時間労働等負荷が固まるという場合もございますので、そこは課長等のマネジメントによって業務平準化に努めているところでございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 長期休暇についても例えば1か月から3か月とか、3か月から6か月、6か月以上とか、それからどういった休暇の原因なのだとするところまであるともっとよく分かるのかもしれないのですけれども、病気休暇1か月だとして24人、20人、2人足りない。年間通したら1か月ずつ休んだにしても2人足りないよという中で、そして定員計画の中において352人、それが現状308人。その中で平均したら308人でなくて、305人分くらいしか出ていない。304人分くらいしか職員の数がいないよと、現実に。それは、どのぐらいの病気休暇あるのかということ当初から織り込んではいないのだと思うのですけれども、現状において課長、その辺りは十分注意しながら管理というか、職員の健康状況なんか見守っているのだという話なので、大きな心配は要らないのかもしれないのですけれども、定員の管理計画、これ管理計画の見直しも必要なのだと思うのですけれども、現状の定員、正職員が例えば308人に対して非正規職員が163人というのは、正規職員が足りないので、非正規職員で補っているというような状況ではないのだらうなと思うのです。人件費の節減とかということも大きな要因だとは思っているのですけれども、この職員数の見直しというのも必要なのではないのかなとも思うのです。それと、中途退職者……まずその前にちょっと職員の中途退職者、これも前段……

○議長(福嶋尚人君) 川端君、簡潔にしてください。

○13番(川端克美君) はい、分かりました。取りあえず定員計画、これ見直し、次の期間までやらないのか、それとも臨時的に見直しするのか、ちょっと考えを答弁願います。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 定員数を見直す、定員数の見直し、定数の見直しとお話しさせていただいたほうがいいのかと思います。いわゆる定員の見直しというのは、先ほどもお話しさせてい

ただいたとおり、毎年度毎年度、毎年毎年適正に行わせていただいているのかなど。職員採用後、川端議員おっしゃったように、中途退職等をされた場合、そこでなかなか正職員の採用をするところが難しいというような場合において、会計年度任用職員の採用で補わせていただいているというのが実態でございます。かなり定数と現行定員に乖離、開きがちょっと出てきているというのは、我々も承知しているところです。これをどこのタイミングでどうやって変えるのかというのはなかなか難しいところではございますけれども、その辺りについてもちょっと視野に入れながら長期的な形で考えていかなければならないと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 次に、中途退職者の関係なのですけれども、本当に10年、20年、あるいは30年って働いてきて、途中で退職されていく。これは、町にとっても町民にとっても大変なことだと思うのです。ただ、現状全国的に人材が足りないという中で引き抜かれていく、あるいは十分に勤め先はあるよという中で、何らかの事情で退職されていくということはあるのだと思うのですけれども、主な退職の原因って何なのですか。

○議長(福嶋尚人君) 水野総務課長補佐。

○総務課長補佐(水野一勇君) 中途退職の主な理由なのですけれども、個々のそれぞれ皆さん事情がございますので、個々一人一人の事情をここで述べることはできないのですけれども、家庭の事情だったり、心身の故障だったり、あとは自分の次のキャリアアップだったり、そういった面がやっぱり多いのかなと感じております。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 今中途退職者の理由、中途退職の理由がそれぞれプライベートな理由もあって、なかなかというところなので、引き止めるための有効な対策、手だてというのはないのかとお聞きしたかったのですけれども、どうもありませんような話なのだと思っていますけれども、これについて有効な対策とか有効な手だてとかということを考えていましたら、お聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) まずは、職員の体調ですとか、先ほど来川端議員もおっしゃっていらっしやるとおり、業務過多にならないような業務体制をしっかりと取るという部分では、やっぱり業務管理をしっかりと、適切な業務に当たっていただくということ、また働きやすい環境づくりというところ、ここも今非常に求められております。ちょっと話ずれてしまうかもしれないのですけれども、先ほど川端議員からもありましたように、従前のように正職員の募集をかけると倍、3倍ぐらいの方に応募していただくという状況下にございません。我々としても新たに入っていた方、また現在働いていただいている職員、これをしっかりと環境等を整えて、またスキルアップをしたいと、モチベーションを高めたいと思っている職員も多うございます。そういった職員には資格取得の際に町のほうでしっかりと助成をして、後押しさせていただくと、職場のほうで後押ししてあげるという仕組みもございますので、そういった形で職員のモチベーションが上がるような組織にしていくということかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、川端君。

○13番(川端克美君) 総務課長の答弁、一々もつともだと思っています。ぜひ職員のモチベーションが上がって、業務が円滑に推進できるように業務を進めていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時56分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

8番、本間君。

[8番 本間一徳君登壇]

○8番(本間一徳君) 通告に従い、壇上から質問いたします。大きく2点伺っていききたいと思います。

1点目は、「防災、減災対策について」です。昨年から体に感じる地震が多く感じるようになりました。また、今年に入ってから北海道で震度4の地震が5回発生している状況です。新ひだか町防災ハンドブックの保存版や昨年の私からの一般質問で答弁いただいた内容を踏まえて、災害への備えをしていかななくてはならないと考えております。

そこで伺います。1つは、一時避難所についてです。昨年私が質問した答弁では、一時避難所について21か所の避難階段等設備しておりますと答弁しています。また、草刈りなどのふだんの維持管理につきましては、地域の助け合いである共助、防災意識向上の観点から自治会等をお願いしているところです。今後につきましても地域と連携し、環境整備や維持管理に努めてまいりますと、こういう答弁がありました。その後昨年8月、今年、先週になりますけれども、確認したところ、環境整備されているとは見受けられませんでした。改めて今回一次避難所について、①として周囲の草刈りなどの環境整備状況や維持管理に努めていると思いますが、現状について伺っていききたいと思います。

②として、新たに避難経路の斜面に手すり付階段設置の考えはあるのかどうか伺います。

2点目、自主防災組織の進捗状況について伺います。①として、現在の自主防災組織は何か所になっているのかお聞きします。

②災害時要配慮者を災害から守るために自治会と該当者の情報共有を行っているかと思いますが、それについてお伺いします。

質問事項の大きな2点目ですが、「学校での健全安全教育等の充実」についてになります。児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要になると思い、3点について考えをお伺いしていきます。1つは、交通安全教室の実施の考えがあるのか伺います。これについては、私自身なのですが、今月に入って3件の自転車走行ルール違反に遭遇しております。それは、1つは交差点で斜め横断し、逆走して走行している、歩道から車道に、車の前に飛び込んできたと。一時停止せず車道を横断するなど、交通安全について指導不足ではないかなと思っております。これから夏休みに入る前にぜひ交通安全教室の実施の考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

2つ目です。グループで調理実習の実施の考えはあるか。

3点目ですが、熱中症対策を含め、危機管理体制の充実についてお伺いいたします。

以上、壇上からの私の質問は終わります。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) 本間議員からの御質問の大きな項目の1点目、防災、減災について御答弁申し上げます。

初めに、1つ目の一時避難所についての御質問のうち、草刈りなどの環境整備や維持管理に努めていると思うが、現状について伺うについてでございますが、昨年6月の定例会におきましても同様の御趣旨の御質問いただいており、その際にも御答弁申し上げたところでございますが、現在一時避難所に設置された避難階段等の維持管理につきましては、設置時に地域自治会と協議の上、草刈り等の日常的な環境整備は自治会が行うことで協議しているところでございます。一方で、設置から期間が経過している施設や木製の階段等については、老朽化や腐食による破損が見受けられる箇所もあり、こうした箇所については地域自治会からの要望を受け、町が修繕を行い、避難時の安全確保に努めているところでございます。今後も引き続き地域と密に連携を取りながら、適切な維持管理と必要な修繕を進め、安全な避難環境の確保に努めてまいります。

次に、避難経路の斜面に手すりつきの階段を設置するお考えはあるかについてでございますが、本町では現在津波一時避難所として21か所の避難階段等を整備しており、地域からの要望を踏まえ、階段設置箇所全てにおいて手すりを配置しております。これらの避難階段につきましては、毎年度安全性の確保を実施するとともに、設置地域との協議に基づき環境整備や維持管理については自治会に御協力をいただいているところでございます。今後新たな避難階段の設置、または既存階段の整備が生じた場合におきましても地域と相談しながら、避難者の安全性を最優先に手すりつきの階段の設置を基本として対応してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の自主防災組織の推進状況についての現在の自主防災組織は何か所かについてでございますが、令和7年5月末現在、本町における自主防災組織は49団体が結成されており、結成率は61.1%となっております。

次に、災害時要配慮者を災害から守るために自治会と該当者の情報共有を行っているかについてでございますが、災害時に配慮を要する方々への支援体制の充実を目的として、令和6年度に要介護3以上の方を対象とする避難行動要支援者名簿を整理し、併せて各居宅介護支援事業者を通じ地域の実情に即した基礎資料の収集を行ったところでございます。今後は自主防災組織や関係機関との連携を図りながら本人の同意を前提とした適切な情報共有の在り方を検討し、地域における個別避難支援計画の作成に向けた取組を段階的に展開してまいります。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

〔管理課長 中村英貴君登壇〕

○管理課長(中村英貴君) 私からは、本間議員から御質問の大きな項目の2番目、「学校での健全安全教育等の充実について」御答弁申し上げます。

文部科学省が示す学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基盤を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるよう安全に関する資質、能力を育成することとなっており、各学校においては児童生徒等や学校、地域の実態及び児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の特色を生かした目標や指導の重点を計画し、教育課程を編成、実施していくことが重要であるとされております。これを受けて、新ひだか町の各学校でも日常生活で起こる事件、事故や安全確保等に関する生活安全、様々な交通場面における危険や安

全な歩行、２輪車等の利用に関する交通安全、様々な災害発生時における危険やそれへの備え等に関する災害安全の３つの内容についてそれぞれ計画を立て、教育活動を行っております。

そこで、１点目の交通安全教室の実施の考えがあるかについてですが、小中学校では年度初めの４月から５月頃に交通安全教室を行っております。内容といたしましては、歩行中、自転車の乗車中の危険や注意点、自転車に乗る前の点検等について警察署の協力を得て、講話やビデオ教材の視聴や教師からの説明を受けたりとそれぞれの発達段階に合わせて児童生徒が交通安全について考える授業を毎年行っております。加えて、定期的な下校指導やバス乗車指導、朝、帰りの会などにおける交通安全指導を日常的に行っているところでございます。

次に、２点目のグループで調理実習の実施の考えはあるかについてですが、学校での健全安全教育等の充実についての質問との関連性については掌握できませんが、小学校５、６年生の家庭科及び中学校での家庭科の食生活の学習で調理実習は行っております。調理実習を通して調理計画について、調理に必要な用具や食器等の安全で衛生的な取扱いについて、材料の洗い方や切り方、味のつけ方、盛りつけ、配膳及び後片づけについて、材料に適した調理の仕方について、日本や地域の伝統的な食文化について学習することとなっております。新型コロナウイルスが流行していた時期については調理実習が中止されているときもありましたが、現在ではグループごとに調理計画を立て、役割分担をしながら調理実習を行っております。調理実習で身につけた資質、能力は日常生活はもちろん、非常災害時にも生かすことができる力であると考えております。

次に、３点目の熱中症対策を含めた危機管理体制の充実について伺うについてですが、各学校では様々な事件、事故等に備え、危機管理マニュアルを作成し、教職員間で共有しております。危機管理マニュアルには、主に火災発生時の対応や地震、津波発生時の対応、不審者侵入時の対応、台風や集中豪雨などの自然災害発生時の対応、生徒指導上の問題行動発生時の対応、いじめ発生時の対応、食物アレルギー発生時の対応、熱中症対策への対応など様々な危機場面を想定して作成し、毎年必要に応じて見直しを行いながら対策の充実を図っているところであります。今年度は各学校が作成した危機管理マニュアルを集約し、現在町の防災担当と連携し、町地域防災計画等との整合性が図られているか、学校の防災体制に不備はないかなどを確認をしているところであり、その上で危機管理マニュアルに不十分な点などがあれば改善していくよう学校に指導をしていくこととしております。また、熱中症対策については、予防策として令和６年中に町内全ての学校の保健室にエアコンを整備し、全ての普通教室と職員室には窓枠エアコンを設置しております。また、各学校には暑さ指数、WBGTというものになりますが、これをはかる指数計を配備し、熱中症警戒アラートが発生している日などには計測を行い、その結果を環境省が示す基準と照らし合わせ、状況に応じて運動や活動を制限する対策を取っております。その上で万が一児童生徒等に熱中症の症状が出た場合には、危機管理マニュアルに基づいて対応することとなっております。近年子どもを取り巻く環境が大きく変化している中、教育委員会といたしましては子どもたちが、安全、安心に日々の学校生活を送ることが最重要と考えておりますので、今後も関係機関等と連携し、学校における安全教育や危機管理等の徹底、充実に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) ８番、本間君。

○８番(本間一徳君) 私のほうで昨年質問した関係でちょっと疑問なところがたくさんあったものですから、一時避難所についてまず再質問させていただきたいと思っております。

まず、一時避難所の場所というのは海岸と山といえますか、国道の山側が避難所となっている

ケースだと思います。そこで、今までの大きな地震確認していると、大きな津波というのは大体10メートル前後の津波というのが多いかと思っております。そこで、確認したいのですけれども、今の道路状況、海拔として大体6メートルが一番高いところでないかなと思っておりますけれども、一時避難所の場所というのがちょっとよく分からなかった。階段というのは1つの階段上がったところを避難所という形をしているということになりますと、大体8メートルぐらいしか、海拔から8メートルぐらいの避難所という形になってしまうのですが、その辺ちょっと確認したいのですが。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 今本間議員からの御質問で、いわゆる一時避難所と位置づけさせていただいて、お話しさせていただいている箇所、御指摘のとおり海岸線、東静内から三石までの海岸線沿いの高台を一時避難所として設けさせていただいていると。今手元の資料ではそれぞれの避難所の海拔があるのですが、いわゆる現行の津波被害の標高、海拔を上回る場所に避難いただけるといふ箇所に、しかもここは一時的に御避難いただくという形で整備をさせていただいているというところでございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) それで、一般的には今までの津波避難場所というのは、ガイドブックにも載っているとおり、高台という形に記載されていると思うのですけれども、高台が海拔6メートルの第1避難所、それが8メートルぐらい、その場所でいいということで理解していいのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現在避難を想定している地域については、想定の津波に対して一時的に避難できるという場所に設置をさせていただいております。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 一時避難所、階段上がったところに何人避難できるという想定しておりますか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 一時避難場所についての設置は、地域の自治会の方と協議をさせていただいて、設置をしております。ですので、地域の方がこの場所でこのぐらいの広さがあれば大丈夫だよという形で設置をしておりますので、それぞれ定員数等は明確に、厳格にはしてございませんけれども、地域の方々がそれぞれ逃げられる広さということを確認していると認識しております。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 私が一時避難所を見て回っていると、神社だとか、そういうところについては間違いなく相当の人数避難ができると思っております。ところが、住宅の横についている、またはその裏側にある階段、そちらのほうを見てみると、どれだけ人口というか、町民の方いるのか分からないのですけれども、2、30人は上らないと自分で自分の命を守るということではできないのではないかなと思っておりますし、また階段上がった段階、下のほうはある程度草刈り等で整理はしているのですけれども、上がった、避難場所と町では言われている、行政では言われているところは全く刈っていないところが多いのです。それは、自分で命を守るというのはなかなか

難しいのではないかと思います。そして、自治会任せといっても自治会で、高齢化になっているかと思っているのですけれども、なかなか草を刈るのにおっくうのかなかと思っているのですけれども、その辺は町として、行政として自治会と話し合いなんかはその状況を見てしているかどうか確認したいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 実は、我々も今回21か所ちょっと回ってきました。本間議員御指摘のとおり、なかなかちょっと草刈りここは必要だなと思われる箇所もございました。ただ、ここについては、先ほど壇上からもお話しさせていただいたとおり、基本的には設置当時の協定の中で自治会の方に維持管理をしていただきたいということをお願いしています。しかしながら、命を守るという部分で、そこが維持管理がなかなか厳しい状況になっているという場合については、自治会の方と改めてお話をさせていただかなければ、いざ使いたいというときに使えない形になってしまいますので、我々がここは今回改めて見させていただいて、現時点、一番今草が伸びている時期でもございますので、その時期で見させていただいた中で、環境整備がちょっと必要だなというようなところは個別に自治会の方とお話をさせていただきたいと考えているところでございました。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 今後におきましても自治会の地域との連携をしながら努めていただければと思っております。先ほども前日も同じ答弁でしたので、それは期待したいと思っております。

続いて、②の避難経路の斜面に手すりのついた階段設置の考えはないかということなのですが、今の話だと今の第1避難所の場所で満足しているような感じなのですが、私はその辺はちょっと疑問だったのです。去年の私の質問は、あくまでも階段を上ったそのさらに上、もっと、20メートル、30メートルの高台というイメージがあったのですけれども、それで今年の5月に、1993年ですか、北海道南西沖地震、奥尻の地震なのですけれども、そういう被害があった道南の熊石、大成の一時避難所の状況を見に行ってみました。それは、昨年私が言ったように、その地震のとき八雲町に住んでおりましたので、状況が目に見えやすい形で、まだ今も思っているところなのですけれども、それで今の状況どうなのかと見に行きましたが、高台まで手すりがない、ずっと見えないところまで上がって、階段がついているわけです。多分高台の平らなところまで、山の50メートル近くのところまでに設置されていると思われます。それも、当初私が見ていたのと違って、最近では大体5間か6間ぐらいの間に階段が設置されています。新ひだか町と違って人数は全然、何十人しかいないぐらいの町民のところなのですけれども、大体5間か6間ぐらいの間にそれだけの高い、またきちんとした手すりの階段が設置されておりました。そういう階段を今後設置する考えがあるのか伺いたいと思うのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上でもちょっとお話しさせていただいておりますけれども、一時避難所の整備ですとか設置については、地域の方、住んでいらっしゃる方がまず私たちはどこに逃げなければいけないのだというところからスタートしています。そういった地域との話し合いの中で現状の一時避難所の整備をさせていただいておるところです。これが今の高さだとちょっと心配だと。もう少し高いところに逃げたいというような御要望がございましたら、当然町も中心として入らせていただいて、現場等も確認させていただいて、相談しながら新たな一時避

難所の設置や、本間議員おっしゃるとおり、もっと高いところに階段をつけたりだとかというところ、そこは積極的に町としても関わって、やらせていただきたいと考えています。ただ、その前提となるのは地域の要望、地域の方がどう考えているのかというところ、そこが基本になってくると考えてございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 私も地域の人も相談して対応していくというのも当たり前だとは思いますが、すけれども、ただ、今までの福島なり奥尻のほうの日本海側ですけれども、地震なり、さらにはその前には日本海のほうですけれども、大きな地震があった中で、津波の強力なものというのが分かっていると思うのですけれども、その中でガイドブックには、高台の基準というのは各地域によって違うとは思いますが、私は10メートル以上は最低でもなくてはならないと思うし、本来だったら20メートル以上あるべきと考えています。なぜかというのは、先ほど話していますけれども、今までの津波の高さというのは10メートル前後です。そして、防波堤、古い____船、そして家、木材の建物、それすらも津波で流されてしまうという実態を私は八雲で見ました。ですから、今すぐとは言いませんけれども、できるだけ早いうちに万が一に備える施設というのはやっぱり町としても考えなければならないと。だから、町民の方に自分の命を自分で守れって言っても逃げる場所が全然整備されていないとなれば、どうやっているかといったらやっぱり家に、2階に避難するという形になるかと思えます。その辺の高台という意味合いをどう考えているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) これも昨日の御答弁とちょっと重複する部分もございますけれども、町が策定している津波避難計画、町が想定している海岸線の方々の津波災害に対する避難の仕方ということ、まず先ほど来お話しさせていただいております一時避難所に関しては、あくまでも一時避難所であったり、緊急避難場所であったりということで、例えば春立地区の方とかでいきますと、津波が来たよということであれば、車が使える方については津波が来ない山奥のほうにそれぞれの避難目標地点をお示しさせていただいておりますので、そういったところに逃げさせていただくと。そういったところに逃げられない方については、先ほど来お話しさせていただいております一時避難所のほうに避難をしていただくと。その上で現行の高さに不足が生じているということであれば、これ町は造らない、整備しないということではなくて、そういう御心配があるというところに関しては、これは当然のことながら町は積極的に関与していきたいという、そういう考え方で進めさせていただいております。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) ちょっとがっかりしているところなのですけれども、要するに先ほども言っているように、津波というのはそう簡単なものではないです。硬いもの、本当にそれすらも何メートルの先まで、または5メートル、10メートルの上まで上っていきます。私見たのは、海から山側のほうの住宅、それが船が港から山側の家の上まで上がると、そういう実態も知っています。それだからこそ今の第1次避難所、1回目の津波が来たときの避難場所としては低いのではないかという話なのです。その辺話を理解していただいて、今後の何か役に立ていただければと思いますので、その辺ちょっとお聞きしたいのです。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 議員御心配なことは、重々承知してございます。過去のそういった津波の状況、そういったものを国のほうでも検討してございまして、その中で千島海溝型地震、日本海溝型地震というものを想定した中でシミュレーションかけてございます。その中で、例えば静内地区であれば、静内学校であれば7.8メートルぐらいの津波が来るだろう、東静内であれば11メートルぐらいの津波が来るだろう、三石地区であれば8メートル程度の津波が来るだろうというふうな想定をしてございます。その中の津波の浸水区域、それもいろんな建物にぶつかりながら斜面を駆け上がるというのも想定した中で、このぐらいまで来るというふうなもの想定してございます。その想定の中で、ここについては水がつかからないという場所、そこを町としてはここまで一時避難をしていただきたいというふうな場所で地域とお話をさせていただいております。議員おっしゃるとおり、例えば50メートル上まで避難する階段をつけるというふうなものも考えはあるでしょうけれども、例えば11メートルの津波が来る中で、その海拔が8メートルであれば、3メートルの高さを超える避難場所があれば用足りるというふうなことになりますので、そこを高齢の方が50メートルの階段を上るとするのはなかなか酷な話になります。ですので、取りあえずはお願いしたいのは津波から避難して、命を守っていただきたいという場所、これが第1次の避難場所になりますので、そこをクリアする場所を町のほうとしては地域と話をし、この場所であればいいですねというふうなお話をさせていただいているというところでございます。ですので、過去から奥尻地震ですとか東日本大震災ですとか、そういったものの教訓を生かして、国のほうでシミュレーションをかけて想定をしていると。その想定に基づいた避難計画を町のほうでは考えるというふうなもので考えてございますので、御理解いただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) ちょっと私が思っているのとやっぱりどうしてもずれが出てきているのかなと。とにかく町民の命を守る、それはお互い考えているところだと思いますので、万が一のこと考えて、できるだけ高いところの設置というか、避難できるような形で考えていただければと思います。

それで、2つ目なのですけれども、自主防災組織の推進状況ということで、今現在自主防災組織、何か所か、何団体あるかということなのですけれども、昨年答弁でいただいたのは、48団体で61.2%というお話を聞いています。先ほどお話では49団体ということですので、1団体増えたということで理解でいいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) そのとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) であれば、今の状況で1団体増えるというのは、大したことかなと思ってはいます。私のほうの住んでいる自治会では、防災の意識というのは全く低いのではないかなと。ということで感じてはいるのですけれども、周りの人もやっぱりいろんな自治会聞いても高齢化だから、役員の成り手がない、そして崩壊状態だということ何か所か聞いております。ですから、なかなか組織人数は増えていないのだろうと思っております。そこで、ガイドブック見ていると、自主防災組織というのは必ずやっぱり必要だなと思っております。というのは、いろんな防災器具、ヘルメットなりいろんなものが設置できるということも考えられますので、その辺これからも頑張っていただければと思いますけれども、今年、来年中に増えるという可能性はある

かどうか確認したいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 昨日の御答弁の中でもお話しさせていただいたのですが、今年度新たに1団体と自主防災組織の設立に向けた協議を進めさせていただけるということで、現在進めさせていただいております。海岸線ですとか津波想定で危険度が高い地域にお住まいの自治会の方々は、やはり非常に関心も高く、入っていただいているというのが現状ですし、そういった地域については取り急ぎ我々も自主防災組織をつくっていただきたいということでお話をさせていただいて、今49か所が設置していただいているというような状況になっています。この後の自主防災組織の設置については、これまでのように一気に10個、20個できるみたいな、そういう歩み方にはならないのかなとは思っています。ですが、毎年度毎年度少しずつ増やしていくような地道な取組を今後も引き続き行っていきたくて考えてございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 問題については大変だと思いますので、一遍にやることはなかなか難しいと私も理解します。ですから、毎年一件でも組織ができるように頑張っていただければと思います。

②の災害時要配慮者を災害から守るという形で、私は本当に人が不幸になっていただくのが一番嫌な人間ですので、できるだけ助けられるものは助けたいという思いで質問させていただくわけなのですけれども、高齢者の名簿というのは各自治会の会長に来るのだと思っております。ですから、もしくは必要に応じて本人が災害時に助けてもらいたいと要望があれば、そういう名簿とかを自治会と連携しながら対応していると思うのですけれども、その辺私が今言ったような形の対応ということで考えていいのでしょうか。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 災害時の要配慮者支援の関連でございますけれども、昨日建部議員からの御質問にもお答えさせていただいておりましたが、現時点で各自治会と要配慮者の名簿を共有できている状況には至ってはおりません。まず、個人情報の問題があり、これを無差別に提供してはならないものですから、各災害時の要配慮者と思われる方たちの同意を得た上で自治会と情報は共有できることとなります。昨日もお答えしましたが、災害時の要配慮者と言われる方以外にも支援が必要と思われる方もいらっしゃるのではないかとということで、例えば介護度という要介護度3以上が要配慮者とされていますけれども、要介護1でも独居の方とか、その辺も介護事業所と今情報の収集を行っております。今後におきましては、自治会の、先ほど議員おっしゃられたように、なかなか組織も難しくなっているところありますけれども、各自治会、各地域に私どもも入り込んで、各要配慮者と思われる方の意思確認を行いながら、また自治会が個別避難計画、支援計画の中で支援者となれるのかという部分も自治会の意向も確認しながらこの計画策定を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 個人情報であるために自治会に全部教えるということではなくて、相談があって、助けてもらいたい、支援をいただきたいという同意を得られた人だけを自治会の会長だけでもお知らせするという形が取れば一番いいなと思っているのですけれども、今自治会でも、私だけなのか分かりませんが、何とか独り暮らしだとか、私も今歩ける状態でないので、

何かあったとき頼むねという話も聞いております。ですから、その辺は私なりに独り暮らしだとか、そういう足腰の弱い方というのは把握しているつもりなのですが、特に最近新型コロナウイルス以降自治会、各個人同士の交流というか、コミュニケーションといいますか、話をするとするのは総会ぐらいしかなくて、総会もその場所1回きりということもあります。各自治会によって全然それ違うと思いますので、その辺自治会を把握しながら、今の災害に守るための情報共有というのできる状態をきちんと把握してもらいたいのですけれども、その辺早急に進めているということでの理解でよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 議員おっしゃられたように、もちろんコロナ禍もあって、各自治会内での連携というのも薄まってきているところも認識してございます。また、議員がおっしゃられていたような自治会という枠に限らず、近所の方が近所の高齢者を何かあったときに声かけるからねなんていうことが一番望ましいだろうとももちろん私も思っております。まさに共助の部分なのではないかと。そこに自治会がある、ないという部分が、あってもなくてもできるものもあると思っております。ただ、おっしゃられるように、やはり自治会という組織というのは一番身近な地域の活動母体となりますので、ここにつきましてはかなりの数ございますので、もちろん危険度が高いと思われる地域等も選定しながら、様々な自治会と意見交換、また要配慮者の方とも状況把握を進めていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) できるだけ早くその辺情報を含めて対応のほうをお願いしたいと思います。

続きまして、学校での健全安全教育等の充実についてでございます。これについては、警察のほうに今月の初めに人身事故、そして自転車ですけれども、自転車の人身事故以外の示談で終わっているものを含めてどのぐらい件数あるだろうということで確認させていただきました。まずは、安全教室の実施なのですけれども、学校から警察に言わないと指導に入れないという話を私聞いたのですけれども、先ほどの答弁でいくと、4月、5月に毎年そういう交通安全の指導というか、やっているということでお話ありましたけれども、今月の初め、現在ではまだ学校から交通安全の指導というか、講座、講話といいますか、一定要望がまだ来ていないという話を聞いたのですけれども、まずそこだけちょっと確認したいのですが、

○議長(福嶋尚人君) 岩淵管理課主幹。

○管理課主幹(岩淵元希君) 交通安全教室の実施についてですが、先ほど答弁の中にもありましたように、警察と連携して行う場合もあれば、警察をお呼びしないで各学校単独で行うという場面もありますので、必ずしも警察に来ていただかない形もあるということで実施しております。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) ちょっと今1点補足させていただきます。

今岩淵が話したとおりなのですけれども、学校によっては警察と連携して今年度も取り組もうとしたところもあるのですが、なかなか日程の調整が難しかったということで、今年度は独自でやらざるを得なかったというような学校も聞いておりますので、基本的には学校ごとで違うのですけれども、警察ですとかほかのいろんな関係機関と連携しながらやっているということで理解していただいていたと思います。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) まず、私はこれ質問させていただきたかったのは、来年から罰金が発生する。いわゆる青切符を来年4月から実施しようとしている案が今出ています。金額も自動車の交通違反と同じような感じで、携帯電話を使用しながら自転車を運転すると、ながら運転ということで1万2,000円と。そして、信号無視だと6,000円だとか、そういった形で今罰金金額の案が出ています。そこでなのかな分らないのですけれども、私が体験した6月で3件もの違反、その前も逆走とか一方通行を反対に走っているだとか、そういったのを見かけますし、そしてあと注意しても、小学生だと思ったのですけれども、何だこのおじさんという目で、注意したときはちゃんと注意されたように歩道を歩いたり、逆走をやめたりしてはいたのですけれども、私が去った後同じように逆走したり、そして道路に出たり、5、6人の子ども、児童だったので、そういう方もありました。そういうことで、警察の指導も仰いだほうがいいのか。来春からの関係、自転車の走行の関係で、16歳以上ということで聞いていましたので、16歳以上の方に対しては青切符を切ると、交付すると。それ以下については、注意で終わるという話は聞いております。そういった意味での受けて、交通安全の指導をしたほうがいいのかということでお聞きしているわけですが、今後そういうことは、警察を呼んで指導してもらうということは考えていらっしゃるということでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 法制化の動きが強まっているというのは、やはりそれだけ自転車による事故、弊害が多発していることだと思います。罰金を受けるから駄目なのだよということ、確かにそれは現実あるかもしれませんが、それはそうとして、やはり重要なのはこういった交通ルールを守るということを子どもたちにしっかりまず教える。それを守らないことによって自分自身がけがをしたり、相手にけがをさせたり、いろんな周りの方に迷惑かけたりと、そういう教育的な基本をまず教えるというのが重要なことかと思えます。議員おっしゃるとおり、学校では日々場面においてそういう注意をしているのですけれども、やはり子どもたちの中にはまだ徹底していない部分があるのかなというのは我々も多少感じているところでありますので、改めて自転車に限らず、歩行中のことも含めて学校を通して身の安全、それから周りの方にけがをさせたり、迷惑かけないというようなところをしっかりと指導していくというようなところがまず基本かなと思えます。その上で必要に応じて警察の方とか交通安全に関わるようないろんな外部の方の協力も得ながら、関係機関と連携して進めるのが重要なかなと感じてございますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 今現在は、私もそうなのですけれども、高齢化になってきています。運転手も高齢化で、今いろんな、ブレーキとアクセルを間違えてという事故が、事件があります。だからこそ児童も安全に過ごしていただきたいというのを込めて、警察の方のビデオとかいろんなものを持っていると思いますので、参考にこれからも、今課長お話しになったとおりに進めていただければなと思っております。

時間も私も気になっているのですけれども、あと2つほど、簡単です、ちょっとお聞きしていきたいと思えます。2つ目に、私のほうでグループ、調理実習の実施はないかということでお聞きしたのですけれども、室内が多いのかなと思っております。新型コロナウイルス以降いろんな問題があった屋外での調理実習という、みんな5、6人で分けながらでもいいと思うのですけれ

ども、調理しながらみんなでわいわいして、物を大切に作っていくという形のものが必要かと思っています。思い返せば、私が小さい、小学校の頃というのは河原で炊事遠足ということで、男性は大体ほとんどコンロを作って、火を起こすと。女性については大体調理をする。そして、材料を持ってきて、一般的には一番多いのはカレーライス、そしてジンギスカンという形も多かったのですけれども、そういう形で屋外の実習というのは考えていないかどうかちょっと確認したいのです。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕管理課主幹。

○管理課主幹(岩渕元希君) 屋外での調理についてですけれども、現在屋外で調理しているという実態はありません。以前は、議員おっしゃられるように、炊事遠足のような形で、宿泊学習のような形で野外でカレー作り等を行っていた時期もありますが、現在では施設に伺って、その施設の中の屋内の調理施設を使ってということはやられている学校ありますけれども、安全面、衛生面の部分もありますので、現在では屋外での調理は行っていないというところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) 外でやるというのが一番いいというのは、やっぱり太陽を浴びながら、また自然、風だとか受けながら一緒に行動しているということが必要だというのは、先ほどの地震の関係で今度避難したというときにいろんな参考になるのではないかなと思っています。

次の3つ目のほうの質問に入ります。熱中症対策の関係です。危機管理ということで、今いろいろ国でも指示あるであろうと思っています。そして、今年6月に入ってから異常な形で各地で熱中症で入院したり、今日のテレビではもう死亡者も出ているという実態があります。今年は特に熱中症だとかの対策というのは取り組んでいかないと大変なことになるのではないかなと思っています。私はまだ保健室についてはエアコンついていないと思ったのですけれども、昨年に設置しているということですので、安心してるところですけれども、教職員の教室にはまだ設置する予定はないということで、窓枠だけで十分だということで教職員の話聞いて進めているということでいいでしょうか。その辺ちょっと確認したかったのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 鈴木管理課長補佐。

○管理課長補佐(鈴木悟士君) 学校等におきますエアコン等の設置状況について御説明させていただきます。

もともと令和5年ですか、記録的な猛暑を経験いたしまして、その年の12月の補正予算でお願いいたしまして、令和5年度の末に小学校につきましては105台、中学校につきましては47台窓枠エアコンというものを設置させていただいております。それで、設置場所になるのですけれども、各普通教室と職員室に一応設置をしておるところでございます。その他、先ほど議員もおっしゃられましたが、令和6年度におきまして各学校の保健室に大型のエアコンを取り付けて、熱中症の対策をしているというところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) もう一つちょっと聞きたかったのですけれども、体育の授業のとき、体育館と屋外で何か運動して、これからそういうのがあったとき、保健室がエアコンがついているということで、何かあったときすぐ駆け込む場所としてはいいのかなと思っていますけれども、大体20分かそのぐらいで水を飲んだり、休憩を取ったりという対策は今もしているのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 危機管理に関わることかと思います。危機管理マニュアルというのを各学校常備しておりまして、その中に熱中症への対応というの、このようになっておりまして、日頃から先生方は例えば気温が何度ぐらいになるときは暑さ指数計を使って、今日の活動をどうしようというところをまず確認をして、その上でもしそういった熱中症を疑えるような症状が起きた場合につきましては、こういったマニュアルなんかを整備して、症状に応じた対応するというようなところで手順を確認しながら対応しているということになりますので、今おっしゃられたような水分補給も含めて、症状に応じて対応するというような対策を取ってございます。

○議長(福嶋尚人君) 8番、本間君。

○8番(本間一徳君) ぜひ起こらない対応のほうをお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。1時再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

4番、蚊野君。

[4番 蚊野芳春君登壇]

○4番(蚊野芳春君) 壇上より通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

ここ新ひだか町におきまして、最近小さな地震が頻繁に起きているようです。毎回大きな地震の関与は否定されておりますが、10年置きに十勝沖及び浦河沖の地震が過去に繰り返されてきております。近年においては千島海溝地震などによるマグニチュード9クラスの地震の警戒もされております。既に当町におかれましては防災マニュアルが完成し、危機管理の共有と徹底が今後の課題となっています。入念な調査の下に防災マニュアルがつくられ、水没地域が策定されました。

つきましては、大きな質問の1です。地域の命を守る力を育む防災教育の推進、①防災リスクを自分事として捉える地域密着型の防災教育は確立されていますか。

2番、地元の地形、歴史、災害の記憶を次世代に伝える地域防災文化の継承に関して具体策はどのようなでしょうか。

3番、防災準備品の保管場所として海拔15メートル以下の場所は不適切ではないでしょうか。

4番目、学校教育における防災の生徒の役割分担をどのように考えていますでしょうか。

大きな2番目の質問ですが、こちらは国防に関しまして日本は憲法9条により軍事力を行使をしないということが憲法で定められております。さきの大戦の反省から軍隊の保持を自ら縛ることで、二度と戦争の災害を引き起こさないための反省が込められております。しかし、ここで憲法で禁じられた武力を持ち続けることに限界も来してきているようです。国際情勢が変化する中で日本の役割、日米同盟により応分の負担を求められる時代になってきたようです。今まではアメリカに渡りまして、長距離ミサイルの発射訓練をしていたようですけれども、国内で唯一東静内においてミサイルの発射が可能な基地となっております。

そこで、大きな質問2になりますが、地対艦ミサイルの発射訓練に関しまして当町の対応はどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

その次の質問ですが、新型コロナウイルスの感染症が5類に移行されまして何年かたちますが、まだいろいろな形で亡くなる方が後を絶っていないようです。政府に報告しましてもなかなか前向きに評価されているように見えませんので、町民が中心となって調査する団体が現れてきたそうです。

そこで、ちょっと大きな質問3に関しまして、新型コロナウイルスに関して、ワクチンを含む、当町の新型コロナワクチン接種後の死亡報告は、前回は質問させていただきましたが、その後どのようにしているのかお知らせください。

2つ目は、死亡とワクチンの副反応、副作用の調査は当町としてどのようにされているのでしょうか。

3番目は、昨年10月時点で878人ほどの死亡を認定されているということで、過去30年間のほかのワクチンによる死者が158人程度に関しまして、今回の3年で死者が5倍近く出ているのですが、当町としてどのように捉えられていますでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 私からは、蚊野議員からの御質問の大きな項目の1点目、「地域の命を守る力を育む防災教育の推進について」の1つ目から3つ目について御答弁申し上げます。

初めに、1つ目の防災リスクを自分事として捉える地域密着型の防災教育が確立されているのかについてでございますが、災害時においては自らの命を自らが守るという自助の意識と地域で支え合う共助の精神が極めて重要であると認識しており、町といたしましてもこれらを基盤とした防災教育の推進を図っております。特に自主防災組織の設立、活動支援を通じて地域単位での防災力の向上に取り組んでおり、令和7年5月末現在で49団体が結成されております。また、防災講話や各種防災訓練を通じて防災に関する正しい知識や具体的な行動手順を町民の皆様に分かりやすく伝える機会の充実を図っており、今後も地域に密着した実践的な防災教育の普及を行ってまいります。

次に、2つ目、地元の地形、歴史、災害の記憶を次世代に伝える地域防災文化の伝承に関して具体策についてでございますが、現時点において町として地域の災害史や防災に関する文化的な伝承に特化した事業や施策は実施しておりません。他自治体におきましては、防災教育の一環として地域に伝わる災害の記憶や被災体験を子どもたちに伝える取組を行っている事例も見られますが、当町におきましては防災に関する基本的な知識や避難行動の習得を優先して進めているところでございます。

次に、3つ目の防災準備品の保管場所として海拔15メートル以下の場所は不適切ではについてでございますが、町は現在山手公園及び三石中学校敷地内の防災倉庫2か所に主要な備品を、備蓄拠点としております。山手公園につきましては、国が示した津波浸水想定において最大で約50センチの浸水が見込まれておりますことから、毀損のおそれがある準備品については棚の上部に保管するなど浸水リスクに応じた対策を講じております。今後におきましても、内閣府から示された海拔等に応じた倉庫のゾーニングと物資管理の考え方を踏まえ、立地条件に応じた備蓄体制の在り方について取り入れて運用してまいります。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

〔管理課長 中村英貴君登壇〕

○管理課長(中村英貴君) 蚊野議員から御質問の大きな項目の1点目、「地域の命を守る力を育む防災教育の推進について」の4点目、学校における防災教育について児童生徒の役割分担をどのように考えているのかについて御答弁申し上げます。

文部科学省では、防災教育の目的を防災教育は学校や地域のみならず、様々な機会や場を通じて、1つ目としてそれぞれが暮らす地域の災害、社会の特性や防災科学技術等についての知識を備え、減災のために事前に必要な準備をする能力、2つ目として自然災害から身を守り、被災した場合でもその後の生活を乗り切る能力、3つ目として進んでほかの人々や地域の安全を支えることができる能力、4つ目として災害からの復興を成し遂げ、安全、安心な社会を構築する能力といった生きる力を涵養し、能動的に防災に対応することのできる人材を育成するために行われるものであると定めており、防災に対応する能力は学校の教育課程全体を通して児童生徒一人一人に育成しなければならない資質、能力となっております。本町の学校が防災教育として取り組んでいるものとしては、学校行事として火災と地震、津波を想定した避難訓練を毎年実施しております。避難訓練実施の際には、消防署や町の防災担当と連携し、子どもたちの避難の様子や教職員の避難誘導等についてアドバイスを受け、万が一の事態に備えるようにしています。また、児童生徒が自分で考え、判断し、安全に避難することができる力を育成するため、教師が教室にいない休み時間での避難訓練や実施日を予告しない避難訓練を実施している学校や避難訓練後にタブレット端末にて自分の避難の様子等について振り返る機会を設定している学校もございます。また、避難訓練以外の防災教育の取組としては、教科の時間や総合的な学習の時間等を使い、学校にテレビ局のアナウンサーを講師として招き、地震や津波についての講話や映像を通して体験することができるAR体験、つまり拡張現実体験を行っている学校がございます。ほかには防災かるたや新聞紙スリッパ、段ボールベッド、防災食をつくる活動、地域の危険箇所について調べ、防災マップを作成する活動など各学校では子どもたちの発達段階等に合わせて様々な防災教育を推進しております。文部科学省の防災教育の目的にもあるように、最終的には子どもたちに自分にできることを意識させながら、能動的に防災に対応することができる力を育成していかなければなりませんので、今後も学校には様々な場面において防災教育の推進、充実を図るよう指導してまいります。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) 蚊野議員からの御質問の大きな2点目、当町における自衛隊協力体制について御答弁申し上げます。

今回の地对艦ミサイルの訓練については、訓練期間、訓練する海域、騒音など、いずれもこれまでの訓練の範囲内での実施であり、射撃弾数は2発で、目標を破壊するための炸薬がない訓練専用の演習弾を使用し、海没後に爆発の危険性はなく、万全の安全管理体制を確立し、実施するとしています。また、関係機関への対応として、これまで北海道防衛局において特に影響のあるひだか漁業協同組合と数年にわたり協議を重ね、本年2月に制限水域について合意を得ているということ、5月13日付で防衛省から正式に公表された後、静内駐屯地からひだか漁業協同組合の関係者、浦和自治会、日高軽種馬農業協同組合のほか、日高管内太平洋沿岸の6町と4漁業協同組合で構成する静内対空射場運営協議会においても説明がされております。このようなことから、

本訓練については関係者への影響や安全性に配慮の上、実施されるものと認識しているところでございます。

そこで、御質問の地对艦ミサイルの実射訓練に対して当町の対応はどのように考えているのかにつきましては、今回正式な決定前の4月にテレビや新聞等で報道されたことにより、町民の皆様におかれましては大変不安感があったと思料し、町の対応として防衛省から正式に説明があった内容について5月23日の全員協議会、6月3日の静内地区自治会長会議、6月4日の三石地区自治会長会議において情報提供をいたしました。また、地域住民から問合せがあった場合は、これまでと同様に静内駐屯地や北海道防衛局に申入れを行い、丁寧な説明と対応をお願いすることとしております。近年自衛隊の活動は多様化し、本来の国土防衛という使命のほか、国際平和維持活動、災害派遣における救援活動など様々な場面で重要な役割を果たしていただいております。国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、国民の安全を守るための防衛力強化だけでなく、気候変動等の影響から大雨による洪水や土砂災害など大規模災害時にいち早く支援の最前線に立ち、国民の安全と財産を守る活動はこれまで以上に重要となっております。町としましては、自衛隊は地域の安全、安心を確保する上で欠かすことのできない存在であり、また町内で暮らす隊員並びにその御家族は地域の活力として大きな役割を担っていただいております。今後も互いに協力、連携しながら駐屯地のある町として安全な訓練の実施、関係者への影響に配慮していただくことを前提として、訓練に協力してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

〔健康推進課長 中山雄一郎君登壇〕

○健康推進課長(中山雄一郎君) 蚊野議員から御質問の新型コロナウイルス感染症について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、「予防接種法」に基づき令和3年2月から令和6年3月までは特例臨時接種として、令和6年4月からは定期接種の対象疾病に位置づけられ、予防接種が実施されているところでございます。御質問の1点目にあります新型コロナウイルスワクチン接種後における死亡報告につきましては、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するための制度であります。国の予防接種健康被害救済制度に基づいて因果関係が認定された方の死亡一時金等の支給決定等の状況により把握することができますが、これまで該当する案件についてはございません。

次に、2点目の死亡とワクチン副作用の調査は当町としてどのようにしているのかについて、通告では副作用という言葉をお使いですが、ワクチン接種の場合正式には副反応が適当でございますので、答弁におきましては副反応という言葉を使わせていただきます。定期の予防接種等による副反応疑い等の取扱いについては、「予防接種法」に基づき予防接種または臨時の予防接種を受けた者が「予防接種法施行規則」第5条に規定される副反応の症状を同条により定められた期間中に発症したと医師が診断した場合にこれを厚生労働大臣に報告することが義務づけられており、報告された案件につきましては厚生労働省から独立行政法人医薬品医療機器総合機構を経由し、都道府県から市町村へ情報が提供される仕組みとなっておりますことから、町独自で死亡とワクチン副反応の調査等は行っておりません。

次に、3点目の新型コロナワクチン接種により昨年10月時点で878人ほどの死亡認定をされているが、過去30年間のほかのワクチンによる死者が158人程度に対して、ほんの3年で死者が5倍近

く出ていることについて町としてどのように考えているかとの御質問でございますが、新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては国が科学的知見からワクチンの有効性や安全性を評価した上で実施しているものでございますので、専門的な研究、検証機能を持たない地方自治体の立場からお答えすることについてはございません。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) それでは、再質問をさせていただきます。

防災リスクを自分のこととして捉える地域密着型の件に関しての質問をさせていただきます、やはり自助、共助が重要である。これ再三質問させていただいて、当自治会のほうでも年に1回から2回の防災訓練をさせていただいております。今言われました49団体に関してはそういう連絡が取れると思うのですが、それ以外の部分をどのように具体的にフォローしようとしているのかも一度お伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) これまでの御答弁と重複する部分が出てくるかと思いますが、御了承いただきたいのですが、自主防災組織については49団体ということで、これ以降についても自主防災組織設立、設置に向けた取組を町としては引き続き行わせていただきたいということ、また防災に関しては自治会長会議、またまちづくり懇談会、あとは町のほうから発信させていただいております広報ですとかSNS等で引き続き防災に関する情報、教育関係の情報も含め発信をしていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) 防災組織ができていない自治会があるということで、できていないところの自治会……自治会そのものがない場所というのがあるのでしょうか。自治会はあって、ただその中に防災組織がないよということなののでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 我々が今49団体、そして結成率61%とお話しさせていただいておりますのは、自治会数80自治会に対して61%、49団体という形でお示しをさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) そうすると、残り31団体はあるけれども、そこに防災組織がないので、今後そこに働きかけていくということよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 防災組織自体がないかというところは、ちょっとそこまで承知してございませんけれども、いわゆる自主防災組織としての設置、設立がされていないという形ですので、そこはこれまでもお話しさせていただいておりますけれども、粘り強く持続的に町としては取組をさせていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) 防災組織ができない理由として、そこに人が非常に少ないですとか、遠方において、徐々に過疎化されていて、フォローできないとか、私どもの吉野町第1自治会ですとやっぱり50人以上いますので、役割分担とか可能でして、そういう動きはできるのですけれども、もっとそういう別の要因でできない何かがあるのかなとちょっと今一瞬思ったのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 今回の定例会、非常に防災関係の御質問多くて、かなり重複してしまうお答えになるのですが、一義的には津波のリスクが高くて、海岸線にあったりだとか、あとは河川の氾濫のおそれがあるって、非常にリスクが高い地域においては、自主防災組織ということをごくこういう形でつくりませんかという形で町でお話しさせていただいても、前向きにそれはあったほうがいいよねという形で御理解示していただいて、設立に向けてお話進みやすいのですが、今現在まだ立ち上がっていないというところの一番の要因としては地域性的に、うちは高台にあって、津波も来ないし、特に家にいれば安心だからみたいな、やっぱりそういう地域ももちろんございますので、ですが様々な災害に向けた共助の仕組みというのは町としては設置、設立していただきたいというところは変わりませんので、引き続きそういった形で町が積極的に関与させていただくということで考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) 分かりました。ありがとうございます。今の話だと、やっぱり必要なところはもうできていて、危機はないというか、防災、来ないなんていう、要するに危機感があるところはほぼ100%ぐらいできているのかなという今イメージかなと思うのですけれども、それ以外にいろいろあると思いますので、この設問に関しましては終わらせていただきます。

あと、地域の地形、歴史、災害の記憶を次世代に伝える地域防災文化の継承に関して具体策はどうかというところなのですが、やはりこれ場所、場所によりましてすごく違うとは思いますが、私の経験では前にも昭和30年ぐらいにこの辺で大体2メートルぐらいの川があふれたというのが一番経験しているところだと思うのですけれども、そういうような地形的なものとか、そういうものに関してはほぼこちらで網羅されているというイメージでよろしいのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 蚊野議員おっしゃるとおりでございます。そもそも私どもがいわゆる伝承ですとか文化的なところから、そういったアプローチで防災教育をしていこうという考えがちょっと薄かったという部分もございまして、我々何に基づいてというところでお話しさせていただきますと、いわゆる国が示した津波想定へのシミュレーション、国が示したエビデンスを基に防災マップ等々、当町の防災計画については策定させていただいているというのが現状でございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) やっぱり町の歴史という点では町の博物館とかにそういうものを、防災をまとめたようなものが、消防署でやるのかどこでやるのか分からないのですけれども、一般町民がよく見られるような場所にそういうものをおつくりになるといいのではないかなと思ったのですけれども、そのようなお考えはございますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 今回御質問をいただいて、文化振興課博物館の学芸員のほうともお話をさせていただいたのですが、私の考えではいわゆる津波、よく東北なんかでは津波の高さとかが古い時代からのそういう歴史をお持ちになっていて、そういったことを伝えていくというような、そういうイメージで私考えていたのですが、いわゆるその津波の部分でいくと、なかなか文化だとか伝承だとかという部分でお伝えできる教材というか、資材がちょっとないというところ

はお話をさせていただきました。あと、水害についても昭和22年とかの静内川の洪水だとかというのが、古い時代ですけれども、非常に被害が多かったというのは私も承知しておりますけれども、そういったいわゆる町史に基づく記録がございますので、その活用というのは現在考えておりませんでしたけれども、どのような形がつけられるのかというのは一度研究させていただきたいなと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) ありがとうございます。

次、防災準備品の保管場所として海拔15メートル以下の場所は不適切でないかという質問させていただいたのですが、東北の東日本大震災のときに海拔5メートルエリアにある防災倉庫がほぼ全滅をしていたということが分かりまして、全国的により高いところへ移せるものは少しずつ徐々にでも上げて、15メートル以上に持っていくという話も聞き及んでおりますので、その辺を参考にされて、今もし5メートルぐらいのところに防災備蓄があるようなものは移動されるという考えはございますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上でもお話しさせていただいたとおり、三石地区の防災倉庫については完全に高台にございますので、水につかることはないです。今メインで防災倉庫として使っているもう一つの山手公園については、壇上でお話しさせていただいたとおり、今の想定だと50センチぐらい水につかってしまうと。ゆえに、水にぬれてはいけないものについては高いところに設置しているという形で運用しておるのですが、実は今年の6月の定例会でも川合議員の御質問で緊急物資の分散保管の考えはないのかという御質問あって、そこでもちょっと御答弁させていただいているのですが、この山手倉庫自体も今品物がかなり多くなってきて、物理的に新たなものを、更新であれば、例えば水が古くなったから段ボール10個捨てて、10個入れるという形では使っているのですが、新たなものをまたいろいろ入れていこうということには、かなり物理的に入りにくくなってきています。そこで、町としましても分散配備というか、備品を分散するところを今研究させていただいております。メインとして使われる避難所を中心にこの後は分散していかなければならない部分も出てくるのかなと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) 今お水の件が出てきて、ちょっと新ひだか町静内エリアは5メートルも掘れば水が出るような、どこでも掘ればまず水道が出るような場所ですので、備蓄していくという方法と同時に、ある程度水道、ポンプでくみ上げるような防災のを設置されることによって長期水保管量が減るのではないかなという気がするのですが、そういう考えはございますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現状そのような形で水を確保するというところは考えてございません。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) そうしますと、4番に参りまして、学校教育における防災の生徒の役割分担をどう考えるかという質問させていただいたのですけれども、もう既に準備をされているということで、これに追いついたのは、津波てんでんこというのが東北の地方で言われていて、率先してとにかく自分の命を、高台に逃げると、そう言われている子たちは率先して逃げれると思う

のですけれども、先生の言うことを聞きなさいという、もし言われていたことと津波でんでんこ、勝手に逃げていいのか。このとき生徒さんがどう判断をするのか。勝手に逃げればいいのか、逃げて行方不明になってしまっているのかというような心配もあると思うのですけれども、その辺に関してはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 災害時の避難につきましては、災害の種類というか、いろいろなパターンが想定されておりまして、壇上でも申し上げましたが、火災ですとか津波、地震、あるいは河川の氾濫と、こういったいろいろな災害の種類がございます。また、学校の立地によって状況がかなり変わってくるということで、先ほど来お話しさせていただいています危機管理マニュアルというのは各学校、学校の様態に応じて自分たちの学校に合った形で整備をされています。そういったことも踏まえて、学校における防災教育もやはり地域に根差した形の避難というところが基本となっております。学校によっては逃げる場所が遠いとかという場合は、上の3階に避難するいわゆる垂直避難、こういったことですか、様々学校によります。ですので、まず小学校段階においては、基本的には先生方の指示の下、冷静に、これ標語でいうとおはしもという、長内、走らない、しゃべらない、戻らないというこのおはしもというのを基本にして冷静に避難しましょうというようなことになっております。また、中学校においては、津波避難の際のキーワード、いわゆる率先避難者という、これ辺りは津波でんでんこですか、こういったところからきているのかなというところもありますけれども、ある程度、中学校ぐらいになるとそういった判断もできるということで、もちろん学校の指導が基本になりますけれども、場合によっては率先して避難しましょうというようなことを指導している学校もございますので、そういった意味でそれぞれ発達段階に応じて自分たちの取るべき行動というのを日頃からいろんな場面で教育をしながらまず逃げる、生き延びるといふようなところを基本に指導をしてございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) すみません。学校内においては先生の言うことを聞くと。そうなのですが、周りの自治会とか、そういう連携というのは特に考えていることはないのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 学校における避難訓練につきましては、学校単独で行うということよりも、先ほども言いましたけれども、様々な関係機関と連携して行うというような避難訓練も行っておりますので、その中に自治会が入っているかどうかで正確に今一つ一つの学校について申し上げることはできませんけれども、やっぱり避難につきましてはいろんな関係機関と連携して行うというのを基本に学校も立てつけをしているというところで理解してございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) それでは、大きな1番終わりました、大きな2番の再質問をさせていただきたいと思います。

当町としては、協力的に実施しているということで、国防をつかさどる自衛隊の皆様が基地としてある中で、長距離ミサイルの実験というのは今回初めてだったと思うのですけれども、これに関して今後も続けて、協力的に動いていかれるということでよろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 壇上からも申し上げましたとおり、駐屯地のある町として協力させて

いただくということで、ただ地対艦ミサイルの実施につきましては、まず今年度実施してみて、それを評価した上で来年度以降実施を決定すると、するかしないかというところになるということで確認しております。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) それでは、大きな3番目のほうに入らせていただきます。

新型コロナウイルスのをワクチンを打った瞬間にころって倒れれば、副作用だというのが分かるのですけれども、ちょうどこのワクチンを……副反応ですね。すみません。ワクチンを打ってから広がる前に報告が結構出ていて、2、3か月後に亡くなる方が非常に多いというデータが出ていたのですが、これは陰謀論だ、うそだ、でたらめだと言われていて、海外のデータでしたので、全然信用していなかったのですが、最近になりまして、皆さんが打ったワクチンのロット番号と、その後1か月、2か月後、3か月、4か月後にいろんな形で亡くなられた方のデータを集めている民間団体が出てまいりまして、約1,800万人のデータが見つかってきたそうです。それに、陰謀だと言われていたデータに非常に似たようなデータが今出てきていまして、果たして国が一生懸命そこを調べてくれているのかなというちょっと不安が出てまいりまして……

○議長(福嶋尚人君) 蚊野君、根拠のあること説明してください。うわさとか、そういうことでしないでください。

○4番(蚊野芳春君) それで、当町としてそのようなデータを確認した場合にお出ししていただくことは可能なのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 質問の趣旨分かりますか。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 蚊野君、もうちょっと詳しく分かりやすいように説明してください。

○4番(蚊野芳春君) 分かりやすく。

○議長(福嶋尚人君) 分かりやすく。

○4番(蚊野芳春君) すみません。当町で私がAの10番というワクチンを打ったとして、それから3か月後にもし亡くなっていたとしたときに、蚊野芳春はAの10番を3か月後に心筋梗塞で亡くなったとかというデータを町として出していただくことは可能なのでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 今蚊野議員がおっしゃった情報が正確性含めて詳しいことが分からないので、何とお答えしたらいいか分かりませんが、国等の公的機関から正式に公表可の情報として入手した際にはお出しできるかとは思いますが、何もない状況の中で出せるか出せないかということをお聞きしてもちょっと答えようがない状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) 分かりました。出していただく書類、書式が何かあるそうで、それを出すと地方自治体から出していただいているところが8割ぐらいあるという話を聞きましたので、またそのときには御協力お願いできないかなと思ひまして、質問させていただきました。

それと、今回のワクチンが要するに過去50年間、30年間って書いていましたが、50年間で1人、2人ワクチンを打つと亡くなった瞬間にほぼ中止していたのです。それが今回は全員打つということで4回、6回、7回って打っていった中で、既に2,000人……前回2,000人って言って、訂正言われました。878人が認定されている。たった3年で878人ということは、30年ですと何倍です

か、10倍ですか。8,780人が亡くなっているという何か非常に危険な薬を打ったのではないかなということをお私素人考えで感じたわけなのですからけれども……

○議長(福島尚人君) 蚊野君、先ほど言いましたとおり、科学的根拠のないとかいうこと、蚊野君自身の個人的な見解をこのような公のところで一般質問はしないでください。

○4番(蚊野芳春君) これは厚生労働省で認められている数字なのですからけれども、それに関して町として何か不安を感じることはないのかを教えていただきたいのですが。

○議長(福島尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 通告にございました878人という数字は見つけれませんでした。先ほど言いました国のほうの予防接種後の健康被害救済制度の関係が、死亡の報告が二千数百件あったのではないかなと思うのですけれども、壇上でもお答えしましたけれども、国のほうが科学的知見を見ながら、影響見ながら実施している部分でございますので、町のほうでお答えできる部分についてはございません。

○議長(福島尚人君) 4番、蚊野君。

○4番(蚊野芳春君) これで一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時54分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、川合君。

[11番 川合 清君登壇]

○11番(川合 清君) 壇上から2点にわたって質問いたします。

第1点は「ピュアの今後について」ですが、ピュアは副町長がお答えになったように、みゆき通り商店街の共同店舗として建設されたものです。この事業は、御幸通り再開発事業ということで、御幸通り拡幅事業と下水道整備事業、これらとセットで行われた。それで、道路拡幅では50センチのセットバックをして商店街が建設されたとありました。ピュアの建設後、もう一つ言うのは、当時は吉野通りと一方通行で結ばれていて、商店街が密集されていたという、そういう状況を再開発事業で行った。出来上がったピュアを拠点にして夏祭りだとかシベチャリマラソンだとかという、そういう拠点としてピュアは役割を果たして、いわゆる中心市街地が形成されたというのが発端です。その役割は、今も果たしていると思っています。静内のまちづくりの大きな柱であったことは、間違いないことだと思います。

そこで、第1点としては、解体を前提とした方針が示されたが、その後どのように検討されているかということをお質問いたしますが、川端議員の質問に対していろいろお答えになっているのですが、聞き取れなかった部分や何かもあるのですが、解体、更地、それから途中で売却というのも出てきたような気がするのですが、それらをまとめてどういう検討するのか。ちょっとまとめたらどうなるのかお答えいただきたいと思います。

それから、2つ目は地主との契約関係なのですが、これも川端議員の質問で触れられていたのですが、地主さんはどういう意向を持っているのかと。そして、今の現段階で地主さんとの契約

はいつまでになっっていて、その後の地主としての望みは何なのかということをお答えいただきたいと思っています。

それと、解体を前提に検討するということなのですが、私は解体を前提に検討することと今後の中心市街地の形成をどうするのかというのはセットで考えるべきことだと思っています。それで、ピュアの建物はなくてもできるだろうとなると私は思えない。夏祭りのときのビアガーデンや何かを通り会や何かの協力を得てやられている。にぎやかな中心市街地が形成されると思っていますので、中心市街地の形成をどのように考えているのかということをお考えの上での解体、更地にして返還するとか、そういう話になるものだと思います。当然これには商工会だとか通り会だとか自治会だとか、そういうものとの協議が十分されることが必要だと思っていますので、その辺りのお答えをいただきたいと思っています。

2番目の問題は「防災計画について」ですが、今議会でたくさんの議員が防災計画についていろいろ質問されて、大変質問しにくいのですが、私は静内市街地区の津波避難計画策定の現状と課題についてどのように考えているのかということについて絞ってお答えをいただきたいと思っています。49団体、61%といいますけれども、ではこの市街地区の津波避難計画についてはどこまでの範囲をつかまえているのかということと、避難計画を自治会でつくったやつを町の問題、防災計画に組み込む必要があると思っているのですが、そこらの関係、住民がつくったものを十分でない、不十分だとか何とかというのではなくて、こういうことを補強したらどうですかという形でこの避難計画を見る必要があるのではないかと思いますので、どういう状況になっているかお答えいただきたいと。

最後は、市街地区の避難は、緊急避難場所というのはたくさんなければ駄目だと思っています。ホテルに駆け込むとか役場に駆け込むとかというのがありますが、一番気楽に駆け込むところは、ピュアが一番逃げやすいのではないかと考えているのですが、解体という問題を抱えていますので、どなたかの質問かな。解体し、何かの形で町が再利用するときにはいろんな起債対象、その他になるというお答えも聞こえていますので、私は緊急防災場所として整備したらどうかということをお、その検討を町に求めるものですが、どのように考えられるかお答えいただきたい。

以上、壇上の質問といたします。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 川合議員からの御質問の1点目、「ピュアの今後について」御答弁申し上げますが、午前中の川端議員からの御質問に対する答弁と一部重複する部分があり、繰り返しの答弁となることについてあらかじめ御了承いただきたく存じます。

1点目の解体を前提とした方針が示されたが、その後どのように検討されているのかについてでございますが、昨年の12月定例会において解体を前提として検討せざるを得ないものと認識しているという考え方を示させていただきましたことから、まずは現在入居されているテナントさんにもそのことをお伝えしなければならないということと、現契約の更新についての町としての考え方も示させていただかねばならないということで、それらの説明に伺っている状況でございます。なお、跡地の利活用方法などについても引き続き検討を進めている状況にはございますが、今のところ良案にたどり着いている状況にありませんが、具体的方策等が定まった場合には議会とも情報共有させていただきたいと考えてございますので、御理解いただきたく存じます。

次に、2点目の地主との現在の契約内容と地主の今後の意向はについてでございますが、現在の契約内容につきましては新ひだか町静内御幸町2丁目31番1の宅地6,691.32平米を令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間借り受ける土地賃貸借契約を締結してございまして、賃借料は月額68万円、年額816万円となっております。また、今後の移行についてでございますが、所有者側では返還後の具体的な利活用策を描いていないということもございまして、町に引き続き公共施設等の敷地として利活用していただきたいという意向を伺っていることから、現在跡地の利活用について検討を進めている状況でございます。

最後に、3点目の今後の中心市街地の形成について町はどのように考えているのかについてでございますが、中心市街地は長い歴史の中で文化や伝統を育むなど、古くから商業の町として様々な機能が集まり、人々の生活や娯楽、交流の場となっておりますが、近年は町のにぎわいが失われてきているものと認識してございまして、町の活力や個性を表す中心市街地の活性化を持続していくためには、魅力とにぎわいのある町並みづくりを行っていく必要があるものと認識しているところでございます。また、本町の商業の現状を見ますと、既存商店街と郊外大型商業施設から成る広域商業圏を形成しており、集客力の高い郊外型の大型店舗の集積などによる競争激化や後継者不足や空き店舗の増加による地元商店街の疲弊が進行していることから、既存商店街への集客対策などにより地域全体の活性化が必要であるものと認識してございます。そのような中で、町としましても空き地、空き家対策として令和2年度からまちなか居住補助金や空家居住補助金を交付したり、後継者不足や空き店舗対策として令和5年度から創業事業承継支援金を交付したりするなど、長期的な視点での支援策を講じてきているところでございます。今後におきましても、新ひだか町商工会をはじめ、各通り会などとも意見交換しながら魅力とにぎわいのあるまちづくりに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(佐藤礼二君) 川合議員御質問の大きな項目の2点目、「防災計画について」御答弁いたします。

初めに、1つ目の静内市街地区の津波避難計画策定の現状と課題についてでございますが、本町では令和6年2月に改定した新ひだか町津波避難計画に基づき静内地区の津波避難対策を整備しております。静内市街地地区では、浸水想定区域内にはおおむね6,444世帯、1万1,215人の住民がおり、この方々の避難にあっては柏台や清水丘などの高台や中野町方面などの浸水予測範囲外へ避難するルート等をお示ししております。加えて、避難が遅れた場合にあっては近隣のホテル、役場庁舎をはじめとする津波緊急避難施設も避難先として当該計画において位置づけております。この計画は、防災ハンドブック内のハザードマップにも反映され、浸水範囲、避難経路、避難施設、津波到達時間などを掲載しており、日常的な備えに御活用いただいております。課題といたしましては、まず自身で避難が困難な高齢者や障がい者などの要配慮者への支援体制の整備が引き続き重要であり、個別避難計画の策定を含め自治会や関係機関との連携を深めていく必要がございます。また、避難情報の伝達手段についても防災行政無線だけではなく、スマートフォンやメール、SNSなど複数の手段による情報伝達体制の多重化が必要と考えております。これらの課題について、町といたしましては関係機関や地域の自主防災組織と連携しながら防災訓練等を通して地域の実情に応じた具体的な対応に取り組み、継続した計画のブラッシュアップを

図っていきたいと考えております。

次に、2つ目のピュアを緊急避難所として整備を検討してはどうかについてでございますが、ピュアにつきましては現在津波緊急避難施設として本町の津波避難計画に位置づけており、防災ハンドブックにも掲載されております。津波からの避難が間に合わなかった方が一時的に避難する緊急避難施設としての活用を想定しているものでございます。しかしながら、ピュアにあっては老朽化が著しく、改めての改修となりますと多額の費用を要することから、時期は未定ですが、解体することとしておりますので、その場合にあっては、先ほど申し上げましたが、近隣のホテルや役場庁舎などへ一時的な避難になるものと想定してございまして、現状のピュアを緊急避難場所として改めて整備することを検討する考えはございませんので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 再質問に入ります。

お答えいただいたのですが、総務課長のお答えからまちづくり推進課についての再質問になるのですが、ピュアは解体する方向で考えるということだけれども、解体すると決まったわけではないと理解してもいいのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) これまで町のほうでお答えしているのが、あそこの施設を直して使うとなると多額の費用がかかるというところで、直して使うという考えはありませんというお話をさせていただきました。その上で、解体をしたいというふうな考えを示させていただいています。川合議員先ほど壇上でお話しされた売却というふうな言葉出たのですけれども、売却というのは町のほうからは一回も言っていないと思います。先ほど川端議員のお話の中で代物弁済をする前段に売却という方法もあったのではないかというお話は出たと思うのですけれども、町のほうからあの施設を売却するというお話は一回もしていないと思います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 解体と大規模修繕について今までの議会で町側から御答弁があったと思っているのは、数字は解体するのに7億円ぐらいかかる。そのぐらい確保しないと解体できないという数字と大規模修繕をするということになれば21億円ぐらいが見込まれるという調査委託の結果が説明されたと思うのですが、間違いないですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 川合議員の御記憶のとおりでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、今お答えいただいた魅力とにぎわいを取り戻すということなのですけれども、そこがいろんな、町が検討を呼びかけるそれらの団体がどういう魅力づくりに取り組もうとしているか、あるいはにぎわいを取り戻すためにどういうイベントをこれから企画、検討するとかという話が私は解体するという前の前提の問題として必要だったのでないかと思うのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) その部分につきましては、午前中の川端議員から御指摘いただいた部分と同様のお考えだと思うのですけれども、町といたしましてはまずは入られている

テナントさんとの協議をまず進めさせていただく。それと、並行もしくは後日に改めて商工会あるいは通り会の意見等も伺いながら、今後の跡地の利活用等についての意見交換を行いたいと考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 解体するという方向は、私の理解としては突然の方向だったと、方針の答弁だったと理解しているのです。それは、木内議員がピュアの今後どうするという質問をしたときに課長も部長も今後いろんな検討を深めてと答弁していたのですけれども、最後に町長、私は解体すべきだと思うのですが、どうですかって言ったときにそこで解体というのがぼんと出てきたと理解しているのです。それで、解体をするという大方針を取り消すって、今後前に戻って、いろんなまちづくりのことを考えて、解体も含めて検討するとなりませんか。解体を前提にではなくて、解体も含めて皆さん方と十分な協議、意見交換をしたいという場が私は必要だと思うのですが、どうですか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 昨年の5月に開催された全員協議会におきまして、先ほど申し上げた劣化度調査の結果、あるいは工事に係る試算額等について説明させていただきました。その中で、今後についてという部分で解体も視野に入れながら今後のことを検討させていただくと昨年の5月に説明させていただいております。その後、これも一般質問等で御説明しているところなのですが、民間のディベロッパーさんとなつながらのある事業者さんに、跡地の利活用の可能性について御相談をして、その結果なかなか新ひだか町においては様々な業態が集積されていて、新たな店舗の進出について勝算が描けないというような御回答をいただいたところで、昨年の12月の定例会において蚊野議員並びに木内議員からの御質問に対して解体を前提として今後考えていきたいという答弁に、ちょっと一段階進めた答弁をさせていただいたところでございますので、今のところその考え方を戻すという考えはございません。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) その流れ、いろいろピュアをめぐる経過としては、ピュアの解体も含めて検討するというのであれば、いろんな考えが出されることだと思うのです。解体を前提にということになれば、後は考えなくても、跡地のことだけ考えればいいことになってしまうというふうなおそれが出てくるのだと思うのです。それで、後で話はしますけれども、費用の問題も含めて今後の利用形態を幅広く広げて、関係者の意見、町民の意見を聞くとどうしてもできませんか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 先ほど壇上から今のところ良案にたどり着いていないという答弁をさせていただきましたけれども、なかなか難しい検討課題とさせていただきまして、今のところ町民あるいは、商工会や通り会については、先ほど申し上げたとおり、テナントとの協議が調った後に意見交換を行いたいとは考えてございますけれども、現時点では町民から広く意見を伺ってというところまでは検討してございません。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) いろんな意見を聞くということですが、ぜひ再度解体も含めてということろまで戻るような事が可能になるような形で幅広い意見を聞けるようにして、今後の話し合いをぜ

ひしていただきたいということを強く求めて、次に行きます。

○議長(福嶋尚人君) 川合君、要望は駄目ですから、質疑に変えてください。

○11番(川合 清君) 要望……

○議長(福嶋尚人君) 受け付けません。先ほどから同じ質問していますから、次に移って質問ください。議長の整理権です。従ってください。

○11番(川合 清君) 方針の転換を求めることが要望と言われるのです。だったら、そのとおりですけれども、私はぜひ解体を前提にでなくて、解体も含めた今後の検討と町が対応するように強く求めて、次に行きます。

[何事か言う人あり]

○11番(川合 清君) それで……要望という言葉を使わなかっただけです。

○議長(福嶋尚人君) 次進んでください。

○11番(川合 清君) それで、次の防災のほうに行きます。

課長から答弁あったのですが、静内地区の津波避難の対象者が1万1,000人って言いましたね。1万1,000人の避難計画をつくらなければならない、対象の避難計画をつくらなければならないということなのですが、自主防災組織がある49団体で網羅されていると思われるのは1万1,000人のうちどれくらいあるか分かりますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 全てリンクを今させていませんので、ざっくりとしたお話でしかないのですが、やはり自主防災組織をつくっていただいている方々というのは浸水地域ですとか、リスクの高いところの自治体が積極的に参加していただいていると思っています。ですが、それが全てでは、もちろん網羅できていないとなっています。ですので、そういったリスクの高いところについては粘り強く町としても関与していきたいということになるのですが、今お話しいただいております中心市街地については、本当に比較的皆さん自主防災組織に加入していただいている、御幸町、吉野町は特に加入率が高いものと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ちょっと戻るようなのですが、前に緊急避難の指示を出したときに、静内川の洪水のおそれが高まっているといったときに避難指示を出しましたよね。避難指示出したときにたしか1万1,000人の規模だと記憶しているのですが、洪水の避難指示の範囲から山手、末広や何かはあの当時は抜けていたのでないかと思うのですが、そしたらそう思うと、私が求めている中心市街地の津波から逃げなければならない人というのはもっと増えるのでないかと思うのですが、違いましたか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 当時静内川の氾濫のおそれがあるということで、指示を出したことがございます。その対象エリアとしましては、神森から道道の静内川寄りを全域ですので、吉野町も入っていますし、御幸町も一部入っているというふうな状況の中の1万人程度というふうなものになってございます。こちらの津波避難計画の中では、神森とかは当然入っていませんので、海岸側の一帯が入っているというふうなもので、エリアが違う中で的人数がたまたま同じぐらいの人数だったというふうな結果となってございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、避難の計画なのですが、ここに今日の防災ハンドブックがあるのですけれども、津波災害から7ページに囲みみたいに、急いで避難という囲みがあるのですが、こう書かれています。避難はできるだけ徒歩で、持ち物は少なくとなって、再度囲まれて、避難は原則徒歩ですが、避難所までの距離が相当ある場合や災害時要支援者の円滑な避難が非常に困難な場合は自動車等を使用しましょうって書いているのですけれども、町は車の使用はどれぐらいと想定しているのですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 具体的な車の避難される数というのは、想定してございません。計画もしてございません。災害の起きる時間帯にもよると思いますけれども、日中であれば当然国道、大変多く車が交通しておりますので、そこが海岸側から国道を越えて山側に避難できるかどうかという問題がございます。その中で、車で避難されますと渋滞が起きて、東日本大震災と同じようなことになり得るというところで、車ではなく、可能であれば徒歩で逃げていただきたいというところがまずございます。ただ、現実としてそういった要支援者の方で車でなければ避難できない方いらっしゃいますので、そういった方というのは極力車で避難していただきたい、矛盾していますけれども、避難していただきたい。ただ、そういった国道を越えられない場合につきましては、高いビルのほう、ホテルですとか、そういったものを使って垂直避難をしていただきたいというふうな考えがございます。夜中であれば車の交通量はある程度抑えられていると思いますので、そういった部分については車で遠くに逃げていただくというふうな部分でございますので、時間帯、人の出の多い時間、少ない時間、そういったときに避難する場所がちょっと変わってくるのかなというふうなものは想定してございます。ですので、一時的に高いホテル等の上に垂直避難していただいた後、水が引いた後には避難所のほうに逃げていただくというふうな考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 前に私も海岸沿いの集落については車の積極的な利用を考えるべきだと一般質問でやったのですが、だけれども市街地は相当な渋滞が起これば。夜間でも右から来る、左から来る、真っすぐは渋滞だという状況が必ず起こって、一定の台数に抑えながら一方通行的に走らせなければならぬと思うのです。そうすると、避難に大きな困難を抱える人は自動車を利用しようと言っている。そのサイドの量だとか、その他いろんな方法だとか、通る道路だとかを指定するようなきめ細かい町の避難計画が必要になってくると思うのですが、どうですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 町がお示しさせていただいております津波避難計画には、いわゆるどういう経路で逃げるのが理想的なのかというところは一例としてお示しをさせていただいております。それで、先ほど部長もお話しさせていただきましたが、いわゆる国道をまたがないような形での避難というところを原則とした避難目標地点と避難路というところはお示しをさせていただいております。ただ、川合議員おっしゃっていただいている、では想定何台ぐらいで、どうなるのかというところについては検証作業ができておりませんので、壇上でもお話しさせていただいておりますけれども、そこは計画自体ブラッシュアップを今後もしていくということで、調査研究させていただけたらと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) どうしても車を使わなければならないという人がいるというのは分かります。それで、まず必要なのは一定の車の台数に制限することと避難路を指示する必要があると思っ
ての求めですので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それで、津波がどういうふうにとどの規模でとなるのかということ、静内川河口で最大津波7.7メー
トルと。津波の第1波28分、最大波も28分と、こうハンドブックで書かれているのですが、要す
るに地震発生から30分以内に逃げなければ駄目。大地震が発生して30分たったら、静内川河口に
7.7メートルの津波が押し寄せてくるよということですので、市街地の住民は、これもハンドブッ
クに書かれているのですが、大地震が起きて、津波が発生して、大津波警報が出たのを確認して
からの行動になると思うのですが、そうなる二十数分という期間になると思うのですが、そう
思ってよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 大津波警報が出るレベルの地震となりますと、かなりの揺れになると思
います。ですので、そういった体験したことないような揺れが想定されますので、そういった
場合についてはそこを待たずに逃げていただきたいと思います。でなければ、間に合わないこ
とになりますので、これまで皆さん結構経験されている揺れというのはあると思いますけれど、
このクラスのやつが来るとなると、経験したことがない揺れですので、これはやばいというのは
直感的に皆さん感じると思います。ですので、そういったときには事前に準備していただいた荷
物を持ってすぐ家を出て、避難していただくというふうなものを推奨したいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) ということは、大体家屋の倒壊もあれば、電柱が倒れるということもあつ
たり、道路が流砂で泥水が噴出すると、こういうことも起きるということ想定しての避難計画
が必要になるとなります。そこで思うのは、町場の人が柏台に逃げる、清水丘に逃げる、どこに
逃げると考えている余裕はなくて、あらかじめそういう大地震が来たらどこに逃げると決める必
要があるのだと思うのです。そのときにホテルにというのはなかなか決めにくい。役場だ、ピュ
アだというのは、いつ逃げてもいいなという町民の選択の一番選択しやすいところだと思うの
ですが、そう町民は思っていると思うのですが、町側はどう考えていますか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 津波避難計画、町が策定している計画の中でこのエリアの方はここを
目指してくださいというふうなルートを決めさせていただいております。その中で、当然若い方
であれば遠くまで走っていけるでしょうし、歩いていけるといいますので、そういった方はそこ
を目指していただきたいと思います。どうしても移動に時間がかかる方、そういった方というの
はホテルですとか、そういったところに避難していただきたいというふうな考えがございます。
ですので、一応決められたといえますか、町のほうでお願いしている、ここに逃げてくださ
いというふうなものを避難訓練ですとか、そういった防災講話の中でその地域、地域でうちの職員が
説明しておりますので、そういったものを頭に入れておいていただいて、いざとなったら思い出
して逃げていただきたいというところ、それと避難講話とかの中で御自身がどこまでその時間
の中で移動できるのかということも確認してくださいという話もさせていただいております。30分
で間に合わなければ、その手前のところで高台に逃げていただくというふうなものも併せてお話し
しておりますので、そういった中で避難路というのを確認して逃げていただくというふうなもの

でございます。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) それで、今日持ってこなかったのですけれども、吉野町の第何自治会かな、あそこで浸水マップに重ねて、一緒に逃げようというポスター作っているのです。吉野町のスナックに行くと、お客と一緒にピュアに逃げる、一番安心して飲める場所だと思うのですけれども、皆さんも見たことあると思うのですけれども、そういうマップがほかの自主防災組織で作ったりなんかしているところあるのですか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 御幸町の取組は私も承知しておりますけれども、他の自主防災組織でそのような取組がされているかどうかというところはちょっと把握させていただいておりません。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 非常に分かりやすいというか、ここに逃げればいいというのをイメージする仕掛けになっているので、町も援助して、各自主防災組織でもそのの構成員、自治会なら一つの自治会全部に方針が渡るような避難の指示というのをつくるところまで町の担当者としては頑張る必要があるのではないかと思うのですが、そういう努力にまだなっていないと思うのですが、いかがですか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) せっかく地域の方が自主的につくっていただいている組織だと認識しております。やはりこれをよりよくというか、活性化させていくということと持続可能な組織にさせていただくという部分で町が様々な形で御支援をさせていただくというのは当然のことだと思います。どこまで踏み込んでやっていくのかということにもなりますけれども、まだまだ町として踏み込める余地はあると思っておりますので、今川合議員のほうからいただいたアイデアなんかも参考にして、さらに継続的な取組をさせていただきたいと思っています。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 自主防災組織を実際に自治会でつくろうと思ったら、本当に苦勞するのです。まだ私の自治会ではできていないのですが、何回か防災講話から始めようとして、防災担当と3回ぐらい連絡取って、この日、この日ってやったのだけれども、新型コロナウイルスのせいもあったのですけれども、全部ペアになって、まだ一回も開いていない。防災担当の副会長は選出して、改めて今年頑張ってくれとはなっているのですけれども、住民はいや、俺は逃げない。私たちの自治会といたら、このマップで見ると30センチ以下のぱちゃぱちゃとか、30までいかないぐらい、あるいはもうちょっと色の薄いところというところもある中ですが、まず面倒くさくて、俺いいよというのがいる。そしたら、そこで半分気が折れてしまって、その次に復帰しないというのもあったり、そういう思いで計画しても集まってこないようだ、だから新型コロナウイルスを利用して中止しようとかとなってしまうから、町の防災計画担当の人と自治会の防災担当者だけで相談し、こうしようというところまで踏み込む必要があるのではないかと思うのです。だから、そのときにやはり個人情報がああだとかこうだとかはなかなかならないと。そして、前に避難……

○議長(福島尚人君) 川合君、簡略にしてください。

○11番(川合 清君) 指示のときも一緒に逃げようという呼出しや何かを会長がやっているのですけれども、なかなか答えてくれない。俺は逃げない、ここで死ぬという、そういうのがあって、ですからなおさら我が町内会はここにこうやって逃げるぞと、おまえも一緒に来いよと、誘いに来るからなというぐらいのものをつくる必要があると。自治会では、そこまで強制力を果たすことができないという思いもあって、町頼りになるのですけれども、そういうことを、上から避難計画をかぶせるということは考えられませんか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 今回の定例会の一般質問の中でも同様な町としての悩ましい部分とかも含めてお話をさせていただいているのかなと思っています。今川合議員おっしゃるとおり、我々もやはり地域の方々の機運であったり、意識というところをどう高めていくのかというふうなこと、本当に課題だと思っています。地域の方々がこうやってこうしようよ、こう逃げようよって言って、いや、俺はという方々を町がお話しさせていただいて、言うことを聞いてくれるのかとか、考えを変えていただけるのかというのは非常に難しい問題だなとは思っています。ただ、現実的にそのような部分、一つ一つ潰していくというのが安全、安心の防災対策というところにつながっていくのだろうなと総論的には承知しています。そこで、なかなか自主防災組織を地域でつくっていくというところの難しさ、これは当然あると思っています。その上で町職員としてでは何が担えるのだという話になりますと、やはり組織をつくる上での、今まで何か所もつくってきていますので、いわゆるそのひな形なりフォーマットとか形というのはしっかり我々のほうでノウハウとしてございますし、そこの部分を役員の方とお話しさせていただいて、この地域にはこういう形がマッチするから、ここを中心に決めようみたいな、そういうお話し合いにぜひ参加させていただきたいと、呼んでいただきたいと思っていますので、全てが万事一律にという形にはならないとは思いますが、ケース・バイ・ケースで対応させていただきたいと思っていますので、御協力よろしくお願いたします。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 町と一緒に計画をつくりましょうという対応してくれるというのは、大変心強い思いをしています。早速我が自治会でもそのお力を借りようと思います。

さて、それで津波から避難する計画の中で、何回か議会で私も一般質問で取り上げているのですが、その際にこんなばかなというのが何点かありましたし、私の提案についてどうなっているかという問題も改めて聞きたいので、そちらに入っていこうと思うのですが、まずいつ来るか分からないという千島海溝型のマグニチュード9クラスの地震が起きて、津波が来るということが、そういう津波が来たら私はここまで浸水しますよという、町の建物、その他にラインを入れたらと提案したのですが、お答えはNHKの御協力でここまで浸水するという、バーチャルリアリティーか何かでそこに線を入れてとお答えいただいたのですが、役場庁舎にそういうポスターはどこに貼ってありますか。私見ていないのですけれども、裏の職員玄関はしばらく行ってないのですが、そこにありますか。見ているのは、公民館のエレベーターの横に1枚貼ってあります。それから、緑町の町営住宅のエレベーターのところにも貼ってあるというのがあるのですが、なかなか迫力がなくて。どこか、やっぱりピュアならピュアのここまでという目印のものを、みんなの目に触れるようなところに浸水ラインというのは入れるべきだと思うのですが、どうしても駄目ですか。

○議長(福島尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 何年前か忘れましたが、各公共施設、生活館ですとか避難所になっているような場所、そういった場所につきましては、ここは海拔何メートルですというふうな表示はさせていただいております。先ほどのNHKの協力を得てというのが主立った施設、公民館ですとか役場ですとか小学校、こういったところにここまで水が来ますというふうなポスターを作らせていただいて、啓発のために貼らせていただいているというふうなものはさせていただいております。ですので、改めて水はここまで来ますというふうなテープを貼るですとか、そういったことは考えてございませんので、ポスターが見えづらい場所に貼ってあるのであれば、見えやすい正面玄関に貼るですとか、そういったものを改めてちょっとやっていきたいなと思います。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 私は、この役場庁舎もどこにも貼っていないから、問題にしているのであって、ぜひ貼るように、公共施設のあちこちに、病院もないなと思ったりしていますので、海拔何メートルという街路灯、防犯灯、そこに貼ってあるのは見かけるのですけれども、やっぱりどこまで津波の水が来るのかというイメージにはつながらないので、津波がここまで来るのだよという、そういう警告の意味のものを含めたものをぜひ検討していただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 質問ではないのですか。

○11番(川合 清君) それで、次に行きます。

○議長(福島尚人君) 質問だけしてください。

どうぞ。

○11番(川合 清君) 何を言っているのかな。

○議長(福島尚人君) 議長の整理権に従ってください。

○11番(川合 清君) そういう警告の意味も含めて町民に分かりやすいようなラインなりポスターなりを目立つようにしてください。

それで、次に移りますけれども……

○議長(福島尚人君) 同じことの繰り返しです。早く行ってください。

○11番(川合 清君) 前に認定こども園の避難計画どうなっているって聞いたときに園児を迎えに行きますというのが何人かいるという話聞いたのですが、津波が来るといったときにどこどこに迎えに行くというのは非常に危険なことだと私は思っているのですが、そういう計画は今もまだ生きているのですか。分かったら教えてください。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 申し訳ないのですけれども、個別の認定こども園の避難計画、今どのようになっているのかというのが現状ちょっと把握してございません。確認させていただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) いよいよ時間がなくなってきたから、それで次に1万1,000人が避難対象だ。その人たちがいろんなところへ逃げるわけですけれども、避難所、それと緊急避難場所というのは訳が違うと思うのですが、避難所までなかなか行き着けないと思うのです。それで、命を守るためには避難場所を多くする必要があるのではないかと思っている。それで、ハンドブックの

緊急避難所には旧山手小学校、静中、高等学校、これらは入っていないのです。それで、前に聞いたときには、静中の生徒は柏台にわっさわっさ逃げるといふ避難計画だと聞いたことあるのですが、それこそ垂直避難で避難してくる人を迎え入れる体制を子どもたちが取る必要があると思うのですが、これらのところ、緊急避難場所と高校はお願いしなければならぬでしょうし、静中、旧山手は町の責任で避難場所を一か所でも多くするというふうなことにはなりません。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 今お示しさせていただいているいわゆる避難場所、あと今中学校、小学校のお話出ましたけれども、今教育委員会のほうとは各学校で防災、避難に関する計画をそれぞれ今学校で持っております。この計画に関して、我々総務課防災担当も一緒に入って、現在の計画自体がより具体的で現実的なものなのかというところを検証していくという取組を今年度させていただくことになっています。例えば今高静小学校でいきますと、高静小学校も前は中野生活改善センターだとか三中のほうに逃げましょうというところだったのですが、より具体的、より現実的な垂直避難、小学校、保護者の方は迎えにまずは来ないでくださいというような、そういう発信を今年度明確にさせていただいているというような部分もあります。このような取組が高静小学校だけではなくして、全ての小中学校において我々防災担当、あと教育委員会管理課も関与させていただきながら、学校に関しては取組をさせていただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 高校にはお願いするふうになりますか。

それと、緑町のある自治会は、逃げ遅れたときに静小に逃げると。ところが、静小の屋上のフェンスは傷んで危険だから、そこには逃げないと決めたという話を聞いているのですが、本末転倒の話で、フェンスはきちっと設置して、緊急に避難されても落ちこちたりなんかしないようにということも必要ですので、高校の問題はいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現在のところ静内高校を、これが今おっしゃっていらっしゃっているのは、一時避難場所としての避難として静高をとということだと思っておりますが、現状ちょっと静内高校に関しては町の施設でもちょっとないという部分もありますけれども、現状考えていないところです。検証、検討についてはさせていただけたらと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) その問題は、もう一つ各学校を緊急避難場所、一時避難所にするということで問題になってくるのは、鍵の問題が出てくる。学校に生徒がいる間はいいでしょうけれども、土日、夜間ということになったらみんな鍵がかかっている、大体……

○議長(福嶋尚人君) ちょっと待ってください。川合君、それは私の考えでは教育委員会の範疇なのではないですか。違うの。

○11番(川合 清君) 防災担当者が申し込んだことだと……

○議長(福嶋尚人君) だから、教育委員会の、小学校とかというのは教育委員会関係ですから、それを踏まえて質問ください。

○11番(川合 清君) 防災担当者として問題になるのは鍵の開け閉め。みんな電子ロックみたいなもので何時何分にならないと開かないとかかけられないとかという、そうになっていると思うのです。それらは、簡単に素人では解除できないので、その解除をできるような体制も考えなけれ

ばならないと思うのですが、どうお考えですか。

○議長(福嶋尚人君) 答弁できますか。

及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) そういった部分を含めて現状一時避難所としての指定がなかなか難しい部分というところの整理となっていると認識しています。その辺りの御指摘踏まえて今後検討させて、検証させていただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 最後に入ります。

町の緊急避難場所として指定されているピュアをより高度な緊急避難場所として整備をするということになれば、建て替えの費用とか、そういう補助対象になるように働きかけることは無理ですか。どうしても国の補助体制、あるいは交付金の対象には絶対ならないとなりますか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) ピュアの施設を過去にそういった防災の関係の補助金使って改修できないかというふうな検討も一時させていただきました。その中で北海道ですとか、国ですとか、そういった関係する部署に相談をさせていただきました。いろいろ協議したのですが、あの施設にあってはなかなか難しいというふうなところで、そういったものに今の建物を直して使うというのはなかなか難しいというふうなところで見送った経緯がございますので、今の建物を21億円かけて直して使うとなりますと、一般財源で対応せざるを得ないのかなというのが今の考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) いつのときにそういう北海道との協議をしたのか分かりませんが、状況は大分変わっている……昔の話でないかと思うのですが、ピュアの現状と、それから避難タワーの建設、緊急避難場所の建設のために国のいろんな制度というのが昔と大分違う状況が生まれているのでないかと。改めてこれ以上ピュアの中にテナントがどっと入ってくるという可能性はあまりないけれども、さっきやったにぎわいを取り戻す、魅力あるものにするという町民ホール的な、そういうものに_____を使って、避難所としての機能はもっと高めたいという話を再度働きかけていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 施設の改修について相談する中で、いろいろ相談してまいりました。その中で国が補助対象とするというのが防災のみで使う施設であることというのが条件でございます。ですので、例えばあの施設を全部直して、防災だけで使うというふうなものになるでしょうし、現実的にあそこをふだん何も使わないで、月に1回とか年に何回防災講話を開くという建物のためだけに使うということも現実的にはございませんので、そういったもので国のなかなか縛りがあるというふうなもので、断念せざるを得なかったというふうなものもございます。また、あそこの施設、今入っている状態のまま一部防災機能を持たせてということのお話しさせていただいたのですが、そういった場合においても防災機能と一般で使う部分の面積案分で事業費分けられますので、そうなったときに補助金の対象になるというのがごく一部しかありませんので、ほとんどが一般財源になるというふうなものもいろいろございまして、断念せざるを得なかったというものでございます。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 現在でも一部は防災のいろんな交付金だとか、あるいは起債の対象になるというふうな話ですけれども、ああいう鉄骨コンクリート造りというのは大体解体するまで2回大規模修繕をかけるのだと今まで教えられてきた。建てて30年ぐらいたったら大規模改造して、それからまた20年、25年たった後もう一回やって、その後いよいよ駄目になったらそこで解体するというふうなことで、鉄骨コンクリート造はそういう機能を持たせれるのだと聞いています。ですから、できて、これから30年、40年の間に来なくて当たり前の大津波に備える避難場所、いろんな有利な、町民の命を守るために必要な補助制度、あるいは起債、そういうものをぜひ探って、必要な手当て、黙って解体するといったら何も成果なくて7億円かかると言われていますから、それから思えばもっと利用する価値が出てくるのかという思いで今回の質問に入れましたので、ぜひ解体するぞという大前提でなくて、繰り返しますけれども、含めたまちづくりの中心にするというその検討をするのだとぜひお答えいただきたいなと思っているのですが、町長、いかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 川合議員の気持ちというのは、すごくよく分かります。実は、国の補助制度が3分の2補助になったのが確か3年前だと思います。これ島外交の関連で特別措置法で3分の2補助、2分の1がかさ上げになって、3分の2になってございます。その方針が出る前に、今三石の旧温泉、それとピュア、これをそれを利用してできないかということで、先ほど来上田総務部長が答弁していますけれども、北海道なり国に対していろいろとやってきました。その結果、認められたのが旧三石温泉の解体と新たに施設をああいう施設を造る、簡易なものですけれども。ですから、ピュアのところを、同じ例でいえば、ピュアのところの解体について、その後例えば避難タワーですとか避難施設を新しく造りますよということになれば、新たな可能性はあります。しかし、そういう可能性はあるのですけれども、あのところに、あの土地のところにふだん使わない避難タワー、津波タワーみたいなものを造るかという選択はちょっとできなかったのです。ですから、ピュアに対していろんな質問がありましたけれども、今後やるとすれば補助金をうまく使えるような方式で複合的な施設建設ができるかどうか。複合的な施設建設ができるかどうかというのは、この部分については被害の補助金使えますよと、こっちは民間ベースで持ってもらえますよと、そういうものを検討していく必要があると思いますので、今現に検討してございますけれども、そこのところはなかなかハードルが高いという現実もありますので、今この場ではっきりとこういう方向でいくということはお示ししかねますけれども、あらゆる可能性を探りながら検討してまいりたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) 終わります。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

14番、橋本君。

[14番 橋本靖史君登壇]

○14番(橋本靖史君) 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

人口減少、少子高齢化、若年層の都市部への流出、そして空き家の増加など多くの地方自治体が共通して抱える課題は深刻さを増しています。新ひだか町においても例外ではなく、今年ついに人口が2万人を下回りました。先日発表された新ひだか町人口ビジョン、第3期創生総合戦略では、令和22年、2040年に人口1万5,000人を確保するという具体的な目標と戦略が挙げられています。このように地域社会の持続可能性が強く問われる中、外部からの新しい人材を受け入れ、地域の力を再生する仕組みが必要不可欠です。世界を変えるのは若者、ばか者、よそ者と政治やビジネスの世界ではよく言われますが、その具体的な手段として注目されるのが地域おこし協力隊制度です。この制度は、都市部の人材を地方に呼び込み、地域課題の解決に共に取り組む仕組みであり、新ひだか町の創生戦略に挙げられた第2の目標、町の魅力発信と町に関わる人づくり、定住人口、交流人口、関係人口の増加とも合致する極めて重要な施策であると考えます。地域外からの新たな視点や知見を有する人材が地元住民と協働しながら地域に新たな価値を創出していくこの制度は、人口減少が進む現代においてまさに地域の未来を照らす希望の光と申し上げても過言ではありません。もはや選択肢の一つの制度という位置づけではなく、地域の持続的な発展のためには必要不可欠な制度としてその重要性を強く認識すべきと考えます。実際令和7年4月発表の総務省データによれば、令和6年度の全国地域おこし協力隊員数は7,910人と過去最多を記録しております。中でも北海道は全国最多の1,307人が活動しており、その人気の高さがうかがえます。日高管内では日高町4人、平取町8人、新冠町1人、浦河町4人、様似町1人、えりも町5人、そして新ひだか町は2人と報告されています。この数値は、現在募集中のポストも含むようです。私自身日高管内はもちろん、管外も含め行政職員と多くの地域おこし協力隊の皆さんと意見交換の機会を重ねてきましたが、受入れ人数の多い自治体ほど地域に活気があるという共通点を強く感じております。例えば北海道で最多の協力隊員を擁する東川町はその数80人、移住先として非常に人気が高く、地域に確かなエネルギーが感じられます。ほかにも別海町は40人、沼田町は34人といずれも地方創生の先進地として知られております。沼田町に関しては、過去に総務文教常任委員会での所管事務調査でも現地を訪れ、活発な活動の様子を確認しております。近隣町では厚真町36人、安平町31人、むかわ町18人といずれの地域も活力を感じさせます。また、協力隊員が持つ意欲、知識、技術、経験などは地域住民や自治体職員など関わる人間にとって大きな刺激となります。そうした協力隊員の刺激や魅力に引かれて新たな人が関わり始め、さらにその人がまた次の人を呼び込む、このような好循環が生まれることで地域全体の活性化へとつながっていくことは疑いようのない事実ですし、先ほど挙げた自治体ではこの好循環が起きていると考えます。さらに、注目すべきは、同じ総務省のデータによると、平成31年4月1日から令和6年3月31日までの過去5年間に任期を終えた協力隊員8,034人のうち5,539人、約68.9%がその地域に定住しているという点です。つまり地域おこし協力隊は単なる一時的な施策ではなく、人口増加に直結する実効性の高い制度であることが数字からも明らかになっております。

そこで、本町における地域おこし協力隊制度の活用について次の視点から質問いたします。1、過去の活用事例は。

2、現在の募集状況は。

3、未来の活用制度は。

以上、壇上からの質問です。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

〔企画課長 樋爪 旬君登壇〕

○企画課長(樋爪 旬君) 橋本議員からの御質問の「地域おこし協力隊制度の活用について」御答弁申し上げます。

地域おこし協力隊制度につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市地域等から意欲ある人材を誘致し、地域協力活動に従事させることにより地域力の維持、強化を図るとともに、定住につなげる取組として平成21年度から制度化されたものでございます。

そこで、御質問の1点目、過去の活用事例でございますが、当町では平成24年度に初めてこの制度を活用し、令和元年度までの8年間で6名の協力隊を任用しております。活動内容としては、観光事業のPR、イベントの補助を中心とした活動で2名、病院の電子カルテシステムなど医療ICT環境の構築に1名、各種スポーツ教室の企画運営や指導で1名、馬を活用したイベントやPR事業で1名が従事しております。

次に、2点目の現在の募集状況の御質問でございますが、現在は募集を行っておりません。直近の募集状況としましては、農業分野において花き栽培技術の習得と農産物の利活用研究などを通じた地域力の活性化を図るための人材を確保すべく、令和6年1月と令和6年6月の2回地域おこし協力隊の募集を行いました。いずれも応募がなかったことから、通常の会計年度任用職員の募集により人材を確保したところでございます。

最後に、3点目の未来の制度活用についてでございますが、地域おこし協力隊の制度につきましては多くの自治体において様々な分野で運用されておりますが、当初においては過去に協力隊をうまく生かせなかったケースとして協力隊の受入れに当たり隊員に求める役割などが十分に整理できておらず、隊員が赴任の際に思い描いていた状況と現実とのミスマッチにより活動意欲を失ってしまうなど成果が出せなかったことがありました。これらの反省から、制度活用にあっては地域課題の解決や地域資源の活用を目的に明確なビジョンやミッションを設定し、地域、行政、隊員の役割分担、任期後の定住を見据えた就職、起業などについて関係する方々と協議することが重要と考えております。今後の具体的な予定としては、現在観光分野において体験、滞在型観光の推進や観光資源を活用した関係人口の創出に向けた活動を行う協力隊の任用について関係する方々と調整を行っているところでございまして、協議が調い次第募集を行うこととしております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 幾つか再質問させていただきます。

まずは、1つ目の質問に対してです。過去の活動事例ですが、令和元年度まで8年間の間に6名の協力隊を任用した実績があります。それぞれ隊員の活動に関して検証した結果、この制度のメリットやデメリット、もしくは改善点等明らかになったと思うのですが、それらというものはどのようなものでしたか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) まず、協力隊員の制度のメリット、デメリット、それから改善点ということでございますけれども、まずメリットというものについては都市部から来た方が新たな視点で地域の魅力、それから課題を掘り起こして、地域の活性化が図られて、そして定住につな

っていくということがメリットとして挙げられると思っております。例えば特産品の関係で商品開発、それからブランド力の向上といったもの、それから隊員と住民との交流によって新しい取組が生まれてくるというようなこと、それから任期終了後隊員として経験した中でネットワーク、そういったものを基盤として起業をしていくというようなこと、それから地域のPR役となっていて、それが外に発信されて、こちらの町に来ていただけるきっかけになるというようなことが挙げられます。これらの成果があったというようなものにつきましては、馬に関する地域振興として令和2年に一般社団法人umanowaというものを任期終了後立ち上げられているという方がおられて、隊員時代に子どもたちを中心とした活動を積み重ねて、それから多くの軽種馬関係者ですとか教育関係者、そういったところとのネットワークが構築されて、町の事業としてはうまキッズ探険隊、それからふるさと教育、それからうまカルフェス、こういったものに関わっていただいているということで現在も地域におられて、地域に根づいてきていると考えております。

それから、デメリットということなのですが、協力隊の制度はうまく運用できれば非常に大きな力になるとは思っているのですが、場合によっては地域、それから隊員にとってちょっと逆効果となるようなこともあると考えております。採用後ミスマッチで活動意欲を失ってしまうということを壇上からもお話しさせていただいたのですが、隊員は存在するけれども、ミッションが進まない、そして隊員の評価が下がってしまうというようなこと、それから隊員への指導とかフォローアップ、それから地域との関わりが薄いということで隊員が孤立してしまったりとか、そういったことで途中で辞められてしまうというようなこともございます。これが町ですとか関わった方々、そういった方々への不信感というところにもつながって、それが口コミなどで広がってしまうということで、地域の評価自体もちょっと下がってしまうというようなおそれがあったということで、結果制度自体が生かされないということ、それから定住にもつながらないというようなことになります。

このようなことから、改善点といたしましては、壇上からも申し上げましたとおり、ミスマッチが起きないように、そして定住につながるようなという視点で明確なビジョンとミッションの設定、それから地域、行政、隊員の役割分担、任期後の定住を見据えた就職ですとか起業、こういったことに対して関係する方々と協議することが重要と考えております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それぞれメリット、デメリット、改善点、一長一短なような気はするのですけれども、現実的に実績として1人の方が馬のジャンルにおいて新ひだかの中で町長が推し進める馬の関連の教育であったり、そこに大きな寄与してやられているというのも私自身もそれは本人と話したことがあるのですが、大きく貢献していただいているという、そこはすばらしい点なのかなと思うのですが、引き続き活躍していただきたいのと同時に、デメリット、やっぱりほかの定着しなかった方々に関しては様々な理由があるとは思いますが、その改善もすっかりから明らかになっているのであれば、今後に向けてそれを糧にしていければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) 反省を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それでは、次の質問に移ります。

現在の募集状況です。現在募集はされていないということなのですが、直近の農業分野での募集はなく、採用に至らなかったと。そして、方向性を変えて、採用に至らなかったようですが、2度ほど募集されていたということで、その後方向性……募集なく、採用に至らなかったと。その辺りの原因はどのように考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 太田農政課長補佐。

○農政課長補佐(太田康紀君) こちらにつきましては、壇上でも樋爪課長御答弁させていただいたとおり、令和6年の1月と令和6年6月に2回協力隊員を募集してございます。その際、募集内容の活動内容として、業務の内容で地場農産物の利活用など地域おこし活動を行っていただくことということをしていてはほか、応募に当たっては来ていただく方に3大都市圏など都市地域に住所を現に有する方を募集対象としておりまして、やはりそれらの地域の方で、さらに花についてのノウハウを持った方ということではなかなか募集に至って……そういった方々がターゲットになっているものですから、そちらで募集がなかったのも、やむを得ず募集を打ち切ったというような状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 結局ターゲットを絞り過ぎた上でいけば、やっぱり分母が少なかったと考えられるということですか。

○議長(福嶋尚人君) 木村農政課長。

○農政課長(木村研一君) これ先ほどの3大都市圏などの都市地域に住所を有する方ということで地域要件があります。北海道でいいますと、対象となる市町村が179あると思うのですが、そのうち21市町村という内訳となっております。市が11で、町は9、村が1となっております。本当に限られた地域になってしまうので、人材としてはちょっと募集する枠が狭まってしまうかなと思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) ストップしたということですが、今後の募集継続の考え、もしくは募集要項がちょっと厳しかったのかもしれないですし、逆に、ちょっとその辺は募集要項も目を通させていたきたいのですが、個人としては適当なのかなとは思ったのですが、今後継続の考えであったり、要項の充実、そういったところどのように考えていますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 木村農政課長。

○農政課長(木村研一君) 協力隊制度になりますと、先ほど言った一番の農産物の利活用の研究だとか、あと地域農村におけるコミュニティづくり、これに特化したものが付随されるのですが、やはり技術職員ということで栽培技術員としての役割を果たしてほしいということもありますし、要件がやっぱり狭まってしまう、小さくなってしまいうということで、地域おこし協力隊制度を活用していく予定は今のところございません。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。3つ目の未来の制度活用というところなのですが、反省点いろいろ出ていると思いますし、それを踏まえた上で現在観光分野にて調整中のことですが、観光分野において現在具体的にどのような人材を考えていますでしょうか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) こちらの協力隊員につきましては、昨年度も予算を計上させていただいて、ちょっと条件が整わず、募集に至らなかったということで、今年度改めて募集をさせていただきたいと考えているところではございますけれども、壇上から企画課長答弁したとおり、日高山脈襟裳十勝国立公園の開園はこれを契機に体験、滞在型観光というものにやはり着手していかなければならないというところで、可能であればそういったノウハウをお持ちの方をもちろん採用したいですし、そういった3年間の任期満了後もそこにまた引き続き携わっていただけるような人材を求めたいと現時点では考えてございます。

○議長(福島尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 昨年度から募集されていたということで、関係団体というか、そのところとの折り合いがうまくちょっと募集要項の点についていないのかなと考えられるのですが、いかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 議員おっしゃるとおりでございます、今その調整を再度進めているという状況でございます。

○議長(福島尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 年内中にはちょっと募集かけていただいて、そういう方が見つかった場合となると実際本格的に指導するのは来年とかにはなってくると思います。昨年日高山脈国立公園になりまして、今1年たちます。今本当に一番ホットな時期というか、今やっぱり勝負をかけるときと私自身も思っておりますので、その辺迅速にうまいこと折り合いのほうつけていただいて、募集をかけていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長(福島尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) おっしゃるとおりで、6月、今月で丸1年が経過しようとしておりますので、他の自治体でのメニューづくりの例なども参考にしながら、迅速に対応してまいりたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 今農政課の農業分野、そして観光分野についてちょっとお伺いしましたが、将来的に他の分野での制度活用というものをお聞きしたいと思います。例えば新ひだか町も現在インド人400人、500人ぐらいおりますが、なかなか町としてインド人の方々に対する生活のサポートだったり、通訳であったり、なかなか難しいところがあると思うのです。なので、そこに地域おこし協力隊の制度を利用した適任者がここに対して入ることはできないのかなと考えたりはするのですが、その辺どのように考えますでしょうか。

○議長(福島尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) インド人の通訳、それから生活のサポートということでございますが、現時点では考えておりません。それで、現在市内に外国人の方が400人来ていて、大体380ぐらいいるのですけれども、そのうちの大体半数ちょっとがインド人ということで、残り半分は様々な国からの国籍となっているところがございます。それで、生活のサポートにつきましては、多くのインド人の方が牧場に就労されている、雇用されているということで、雇用先のほうでそういったサポートはされていると思っているのですけれども、役場での行政的な手続を踏むときにや

っぱり言葉の壁というものがございますので、そういったことについて窓口で、ポケトークといって、翻訳機を設置させていただいたりとか、それから生活する上で例えばごみの出し方について日本語では分かりにくいということで、英語ですとかヒンディー語で表記するといったものも作成しているところでございます。それで、インド人の通訳とか、そういったことのお話もありましたけれども、浦河町のほうで地域おこし協力隊としてインド人、外国人対応の方が活動されておりました。それで、今年の4月に独立して、起業されたと聞いております。浦河については、外国人のうちインド人の占める割合が非常に多くて、かつ家族の方も非常に多かったというようなことで、そういった部分で協力隊制度を使われたと聞いております。今年度起業されたということで、今後日高管内とか、そういった広い地域での活動を視野に入れているというようなこともお聞きしているところです。協力隊を活用するにあっては、1年任期、それでマックス3年という上限があるのですけれども、その後地域に定着していただく、起業したり、就職していただくのですけれども、やはりそこでなりわいというか、生計が立てられるのかということがございますので、ほかの町とちょっとかぶってしまうようなところはやらないという考えでもおりますし、うちの町の現状としては外国人は基本的には単身が多いという状況もございますので、今現時点では取り組む考えはございません。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 私のほうも、浦河町での地域おこし協力隊のケースというのはどちらかというと成功事例なのかなと思っております。1人の方が家族の例えば出産のサポートで病院行ったりとか、あとは保育所とか幼稚園とかの事務を手伝ったりとか、そういうような形がいいのかなとは思いますが、現時点ではないということで承知しました。

あと、ほかの分野に対してなのですけれども、新ひだか町は移住に関しては体験移住者の利用日数、あとは体験移住に対する10棟のサポートというか、受入れ態勢持っていると思いますし、それは北海道でもやっぱりトップランクに入ってくると思います。やっぱり体験移住を活用していただいている上で、現在有効な_____がたしか1名で対応していると。なので、ここに対しても地域おこし協力隊の制度、適任者というか、入れやすい分野なのかなと思ひまして、その辺どのように考えますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 移住コンシェルジュへの地域おこし協力隊員の活用はということでございますけれども、現状1名欠員している状況でございます。今後募集を予定しておりますけれども、今のところは町としては会計年度任用職員としての採用を考えてございます。といいますのも、他の自治体におきましては地域おこし協力隊員がコンシェルジュの役割を担っているということもございます。実際に任期満了後も定住されて、同様な業務に携わっているということもあるのですけれども、やはりそれだけでは生活が成り立っていないという実情もございまして、他の収益事業も兼ねながら生活されていらっしゃるという実情を伺っております。先ほど企画課長からも浦河町さんの事例でやはり生活が成り立たないという部分、あと過去の反省を踏まえてという部分がございます。今後地域おこし協力隊員を任用するという場合でも任期満了後の部分をやっぱりサポートということも視野に入れて考えなければならぬと町として考えているところでございますので、現状としては会計年度任用職員での採用というものを検討してございますけれども、今後また研究させていただきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) _____分野なのですけれども、空き家対策に関しての、昨今全国的にも空き家問題が都市圏においても田舎においても増えていっていると思うのですけれども、空き家対策の分野に対し地域おこし協力隊制度というものを空き家対策の人材確保として活用することはできないのかという考えなのですけれども。

○議長(福島尚人君) 答弁できますか。

柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 空き家対策ということで、私のほうからお答え申し上げます。現状空き家対策の人材として協力隊の募集は考えてはおりません。現状を申しますと、恐らくなかなか空き家の解消が進んでいないという捉えの中で御質問だと思いますので、その点は率直に反省点もあるのですけれども、現在いわゆる空き家バンクへの登録、本日たしか6件ほど今登録になっていると思いますけれども、以前と比べればかなりコンスタントに登録になるようにはなってきましたけれども、まだまだ登録されていない空き家がたくさんございます。今町からいわゆる物件の所有者に対するアプローチ、そこをもう少し小まめにやっていながら、一方では町内では移住のセクションですとか、あと町内の産業分野、産業団体等々、例えば物件を欲しいというニーズの把握に努めながら、ある程度の可能性が出てきたものについて、町内に今事業所があるのが6社ぐらい不動産会社があると思いますけれども、そこと連携取りながら形にしているような状況です。今そこにさらに力を入れていながら、成果を上げていきたいなと思っています。今後人手をさらに投入して、さらに強力に推し進めるという選択する場面が出てきたときに協力隊という制度も一つの選択肢にはなるのかなと思いますけれども、正直なところこの地域の地理も地域性も人も歴史、経緯も分からない方がぽっと入ってきたときに、果たしてうまく機能するのかという、なかなか悩ましいものがあるなと思っていますので、そこは仮に人手を追加して取り組むとしても協力隊については慎重に考えていきたいなと思っています。

○議長(福島尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 先ほど不動産屋さんの話が、町内事業者で6件あるとの話なのですけれども、やっぱり不動産屋さんの御協力を得ないと、理解を得ないとなかなかそういう分野というのは進んでいかないと思うのですけれども、実際三石の場合、三石地域ですと不動産屋さんがなく、正直家の売買であったりとかというのは個人間取引にはなるのです。ただ、その場合はそれで成立すればいいのですけれども、一つの不動産屋さんであったりとかがちょっと動いてただけだと、やっぱり住宅の情報とかが可視化しやすいのですけれども……

○議長(福島尚人君) 橋本君、地域おこし協力隊制度についての質問でしょうか。

○14番(橋本靖史君) はい。そういうところを解決できるのが地域おこし協力隊の隊員なのではないかなと思ひまして、その辺どのように考えますでしょうか。

○議長(福島尚人君) 柴田保健福祉部長。

○保健福祉部長(柴田 隆君) 先ほどと重複してしまうのかもしれませんが、そういう意味も含めて協力隊という外からの人材が果たして機能するのかという、突然北海道外から来られた方が急に土地の、建物の売り買いの話に伺うわけですから、そういう面でいうとどうなのかなというのは正直ございます。今確かに町内の不動産業者さんもボランティアでやっているわけではないので、やはり収益の得られる話、実際に売り買いにつながりそうな話であれば、ある程

度動きも速くなってくるのですけれども、そこに至る前の間の部分、そこは正直まだ足りない部分なのかなと思っています。そこを今町のほうでどこまでやれるのかというのは、ちょっと難しいものもあるのですけれども、まずは建物所有者の方にもう少し強くアプローチしながら、まずはバンク登録に載せるところまで持っていきたいなとは思っています。なので、協力隊については、今すぐ投入というのは今の話伺ってもちょっと今は考えられないかなと思っています。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) それでは、最後の質問で、地域おこし協力隊というものを教育分野に入れてはいかかかなと思うのですが。例えばなののですけれども、現在部活動の地域展開、協議会のほうされて、進んでいると思います。その中で、これは行政側が事務局として今動いていると思うのですけれども、一つのキーパーソンとなるような人材として部活動の地域コーディネーターというポジションがあると思うです。そこに活用できるのではないかと。実際他の自治体でもそういった事例もありますけれども、そこに関してどう考えますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 部活動の地域展開での地域おこし協力隊の関係ですが、議員おっしゃるとおり、コーディネーターや指導者、それから運営主体のマネージャーなどが地域おこし協力隊に求めることは考えられると思っています。ただ、町内にも資質、能力をお持ちの方はたくさんいると思っていますので、まずはこの掘り起こしが必要ではないかと思っています。その中で、町に不足している人材を確保する手段として地域おこし協力隊の活用というのは一つの方法ではあるかなと考えております。部活動の地域移行につきましては、単なる学校部活から民間クラブへの移行という考え方ではなくて、地域と一緒にまちづくりとして行っていくことを目指していこうという考え方がありますので、人材確保について地域おこし協力隊を選択していくというのは一つの考え方として今持っている状況でございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、橋本君。

○14番(橋本靖史君) 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 4時04分)